

社会資本整備審議会建築分科会 第4回基本制度部会 議事次第

日時：平成18年2月8日

13:30～14:30

場所：国土交通省11階特別会議室

1. 開会

2. 議事

(1) 構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会の中間報告について

(2) 基本制度部会議事概要の確認について

3. その他

4. 閉会

<配付資料>

資料1 構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会<中間報告のポイント>

資料2 構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会 中間報告

資料3 第2回基本制度部会議事概要(修正案)

資料4 第3回基本制度部会議事概要(案)

資料5 「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」中間報告(案)に関するパブリックコメントについて

資料6 特定行政庁等における構造専門家の数について

資料7 特定行政庁に係る確認検査業務の点検結果について

構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会

＜中間報告のポイント＞

(平成 18 年 2 月)

〔概 要〕

建築規制制度等についての議論を中心に、改善提案としてとりまとめた。

※ 建築分科会における議論の参考に供するため。

※ 委員会の目的とは少し離れるが、各委員の意見を尊重。

〔中間報告の構成〕

I 偽装問題に取り組む視点

国民の視点に立ち、国民の不安を解消するため、幅広い角度から検討

1 国民に広がる不安

委員会としてしっかりと受け止め、安全・安心の確立を目指す。

- ・ 身近な分譲マンションでの事件。被害者は明確。しかし、責任の所在が不明確。
- ・ 事態の広がりが見えにくい。耐震強度についての判断が二転三転。
- ・ 欠陥住宅や悪質リフォームに対する不安、何を信じてよいか分からない状況。

2 検討の視点

様々な認識の相違が存在。こうしたギャップに留意し、国民の不安を極小化する視点、不安の拡大を抑制する視点などからの検討が必要

- ・ 「最低基準」である建築基準法を、多くの国民が「十分条件」と認識。
- ・ 建築確認の内容、責任と範囲について、関係者間での認識の不一致。
- ・ 建築関係諸制度が建築物の巨大化、建築技術の高度化等に対応できていない。
- ・ 単なる道具である「構造計算プログラム」を、審査側までもが絶対視。

II 検討すべき課題

信頼回復のためなすべきことは、以下の通り（委員会でなされた議論）

緊急に取り組むこと、中・長期に取り組むことの分別が必要

- ① **建築確認制度**・・・建築確認検査制度の抜本的な見直しが必要
審査の方法等の改善、審査者の能力の向上、審査機関の役割、責任の明確化 等
- ② **確認検査機関**・・・国民の期待に応えられるよう制度の再構築が必要
特定行政庁の役割の強化、民間機関の規律性の向上、継続的な監督のあり方 等

- ③ **資格等の人的体制**・・・建築士の資格制度の見直し、地位向上について検討
構造専門家の位置づけ、職能団体の活用等による実践的職業倫理の強化 等
- ④ **消費者保護等**・・・消費者の選択が可能となる情報提供仕組みの検討
保険制度の活用等によるリスク回避、構造計算書等設計図書の開示の徹底 等
- ⑤ **情報収集の仕組みの整備**・・・通報への対応についての意識向上が必要
公益通報等の情報収集に努める体制の整備、情報収集窓口の設置 等
- ⑥ **被害者救済等問題発生後の対応の仕方**・・・国民への十分な説明が必要
救済についての原則の確立、国民への説明の充実 等
- ⑦ **関係住民や国民に対する情報提供のあり方**・・・迅速で正確な情報提供の検討
迅速かつ正確な情報提供の推進、的確で信頼性のある技術情報の提供システム 等
- ⑧ **人材育成**・・・高度な技術と高い見識を有する建築技術者が必要。
構造等の専門的知識を有する技術者の育成、倫理観を備えた人材の育成 等

〔最終報告に向けて〕

建築行政における緊急対応のあり方について検討を進めるとともに、建築規制制度などについても、建築ストック重視社会への転換を見据え、議論を深める。

構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会

1 目的

構造計算書偽装問題に関するこれまでの行政対応上の問題を検証し、今後の建築行政における緊急対応のあり方について調査検討を行うため、国土交通大臣の私的諮問機関として「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」を開催する。

2 調査内容

- (1) 構造計算書偽装問題に関するこれまでの行政対応上の問題の検証について
- (2) 今後の建築行政における緊急対応のあり方について

3 委員名簿

穂山精吾	NPO 法人全国マンション管理組合連合会会長
井出隆雄	ジャーナリスト
小谷俊介（座長代理）	千葉大学教授
鳶 信彦	ジャーナリスト
白石真澄	東洋大学助教授
巽 和夫（座長）	京都大学名誉教授
野城智也	東京大学教授
大河内美保	主婦連合会副会長
山田勝利	前第二東京弁護士会会長、前日弁連副会長
和田 章	東京工業大学教授

（五十音順、敬称略）

＜これまでの検討経過＞

第1回 平成17年12月16日（金）

ヒアリング 国土交通省住宅局

- ・これまでの経緯・対応等について

第2回 平成17年12月26日（月）

ヒアリング 特定行政庁 愛知県、台東区
指定確認検査機関 日本 ERI (株)、
イーホームズ (株)

- ・ 行政から見た指定確認検査機関について
- ・ 中間検査や完了検査について
- ・ それぞれの改善策の提示について

第3回 平成18年1月18日（水）

ヒアリング 設計事務所 (株) 現代計画研究所
(有) 金箱構造設計事務所
建築・不動産業 大成建設 (株)
(株) 大京

- ・ 各社の品質管理等について
- ・ 行政・指定確認検査機関への改善策の提案について

第4回 平成18年1月25日（水）

ヒアリング 国土交通省住宅局

- ・ これまでの経緯・対応について
- ・ 建築確認の民間開放について
- ・ 構造計算プログラムについて

第5回 平成18年1月30日（月）

中間報告（座長私案）の検討

※ 上記のほか、1月19日、25日に勉強会を開催。

＜今後のスケジュール＞

さらに調査、検討を行い、年度末を目途に最終報告を行う。

構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会

中間報告

平成 18 年 2 月

目 次

はじめに	・・・ 2
I 構造計算書偽装問題に取り組む視点	・・・ 3
1 国民に広がる不安	・・・ 3
2 検討の視点	・・・ 5
① 建築物の安全性についての認識のギャップ	・・・ 6
② 住宅の供給形態の多様化、建築技術の高度化等 への対応の遅れ	・・・ 7
③ 構造計算プログラムの普及による設計や審査の ブラックボックス化	・・・ 7
④ 住宅についての保証のニーズへの制度的対応の 遅れ	・・・ 8
⑤ 建築ストック重視社会への転換	・・・ 8
II 検討すべき課題	・・・ 9
1 建築確認検査制度について	・・・ 9
2 確認検査機関について	・・・ 11
3 資格等の人的体制について	・・・ 15
4 消費者保護等について	・・・ 17
5 情報収集の仕組みの整備	・・・ 19
6 被害者救済等問題発生後の対応の仕方	・・・ 19
7 関係住民や国民に対する情報提供のあり方	・・・ 21
8 人材育成のあり方	・・・ 21
おわりに	・・・ 22
委員名簿等	・・・ 23
これまでの検討経過	・・・ 24

はじめに

昨年11月17日、国土交通省は、建築確認申請書類の一部である構造計算書が偽装され、安全性について問題のあるマンション、ホテルが竣工済のものを含め21件あると発表した。

その後も、構造計算書が偽装された建築物は増加を続け、1月30日までに18都府県で100件近くに上っている。

姉齒元建築士によるこの事件は、安全で良質な住まいを買った、と喜んでいたマンションの入居者に引越しを余儀なくさせたうえ、二重ローンという重荷を背負い込ませようとしている。

国民の間にもこの事件を氷山の一角とみなす考えが根強く、住宅・建築物の安全性、建築行政に対する信頼が揺らいでいる。

そこで、北側国土交通大臣は12月16日、私的諮問機関「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」を発足させた。

目的は構造計算書偽装問題に関するこれまでの行政対応を検証し、今後の緊急対応のあり方を調査、検討することであるが、北側大臣から設置目的にとらわれず、幅広く検討してほしいとの依頼があった。

このため、住宅・建築物に対する国民の不安を解消し、建築行政への信頼を回復するには何をするかについて、国民の視点に立って、調査、検討を進めている。

こうした検討に資するねらいで設けた偽装問題に関する専用情報窓口には、1ヶ月余りで150件を超える意見が寄せられている。

本委員会はこれまで5回開催し、国土交通省住宅局、特定行政庁、指定確認検査機関、建築士などから、それぞれの初動対応、今後の対応策並びに改善提案等について、ヒアリングを続けてきた。

一方、社会資本整備審議会建築分科会も国土交通大臣からの諮問を受け、建築物の安全性確保のため建築行政のあり方について検討しており、2月末には中間とりまとめを予定している。

このため、本委員会は、これまでの調査、検討で重要と認識した、主として建築行政の制度問題について、同建築分科会の参考に供したいと考え、中間報告の形で発表することとした。

本中間報告で、特に強調したいことは、次の2点である。

- 今回の構造計算書偽装事件や大手ホテルチェーンによる完了検

査後の違法改造工事のような建築関係法令に違反・逸脱する行為が、建築行政全体に対する国民不信となっている。信頼を取り戻すには、小手先の手直しではなく、実効性のある制度を構築する必要がある。

- 今回の偽装事件のみならず、欠陥住宅問題や悪質リフォームなどの犯罪により、国民が住宅取得に当たり何を信用していいかわからないといった状況が生じているので、住宅市場の整備も含め、住宅に関する様々な不安を取り除くことができる制度を構築すべきである。

本委員会としては、今後、中間報告を踏まえつつ、引き続き、あるべき建築社会システムの構想についても調査検討を進め、今年度中に最終報告をとりまとめることを予定している。

I 構造計算書偽装問題に取り組む視点

1 国民に広がる不安

今回の構造計算書偽装問題は、直接の被害者であるマンション住民に地震や転居、さらには二重ローンに対する不安など様々な不安を与えただけでなく、大地震の際は、倒壊の危険があるとされた建築物の周辺住民にも迷惑を及ぼしている。さらに、以下のことから、建築基準法により耐震性が確保されているはずのマンション等の建築物の安全性や建築行政に対する信頼をも失わせている。

今回の事件については、

- 専門的職業である建築士が、多数の人命・身体・財産が危険にさらされることを知りながら、継続的に、犯罪というべき危険な設計行為を続けたこと
- 下請けの一建築士の犯罪的行為が、建築確認でも施工の段階でもチェックされず、現実には危険な建築物がいくつも造られ、売られ、使われていたこと
 - ・ 民間確認機関のみならず、特定行政庁も「建築確認」、「中

間検査」段階で見過ごし

- ・ 設計・建設・流通の全ての経路で、元請け設計事務所、施工業者、販売業者等が見過ごし
 - ・ その背景に大臣認定プログラムによる構造計算書に対する過度な信頼
 - さらに、施工業者、販売業者、コンサルタント等が積極的に鉄筋削減等の圧力をかけたのではないか、また、危険性を知っていたのではないかという疑惑がある
 - 建築確認の民間開放により、民間確認機関が利益優先でおざなりな審査をしたのではないかという制度への不信が生まれたこと
- などが指摘されている。

また、問題発覚後の対応については、

- 新たな偽装物件が次々と報じられ、公表されたものは氷山の一角ではないか、自分の家は大丈夫か等の不安が広がった。情報の隠蔽や公表の引き延ばし等があったのではないかという疑念
 - 消費者に対し瑕疵担保責任を負っている販売業者が、きちんと責任を果たさず、施工業者、民間確認機関との間で責任のなすり合いが繰り広げられた。さらに、一部民間確認機関の対応は、国民の立場から見れば無責任とも見られること
 - マンション住民は被害者であるにもかかわらず、社会的非難にさらされるなど、国の支援策に対する国民合意の形成の遅れ
 - いわゆる専門家と称する人々が、偽装が容易に発見できるかどうかについて異なる見解を述べていること
 - 建築関係の法令は大量かつ詳細に記述されているものの、建築主事、民間確認機関は、その精神・内容を十分理解しきれていなかったこと、さらに、通常以上の審査は許されないと誤解して、建築主事、民間確認機関は、申請図書の厳しい審査を怠っていたこと
- などの問題がある。

さらに、従来からの課題であった

- 欠陥住宅問題への不安

○ 悪質リフォームなど、住宅に関する犯罪等の問題により、今後の住宅の取得やリフォームについて、なにを信じて、どうすればよいか分からないという形で国民の不安を大きくしている。

また、今回の問題を契機に、昭和56年の建築基準法改正前の旧耐震基準による建築物についての危険性がクローズアップされ、地震被害に対する不安も広がっている。

2 検討の視点

○ 住宅は、ほとんどの国民にとって、一生に一度あるかないかの大きな買物であるにもかかわらず、車や家電製品のように事前に使用して性能をチェックすることができず、かつ、製造物責任もこれまでは十分ではなかった。

それでも、国民が不安に陥らなかったのは、一部の悪徳業者はあるものの、大半の業者はだますような方法で売ったり、手抜きなどしないという暗黙の了解と、建築確認という公共による安全確認体制が機能していると信じていたからであろう。

しかしながら、今回の構造計算書偽装問題で、その前提が崩れ、さらに、これまでの欠陥住宅ももしやその類ではないかという住宅不信が広がっている。

○ このように国民全体に広がった不安や不信を払拭するためには、第一に、今回のような事件を二度と起こさないような建築物の安全性を確保するための仕組みを再構築しなければならない。

なお、再構築に当たっては、現代社会において、不安を完全になくすことは困難であることから、むしろ、不安を極小化することを念頭において、次のような点に主眼を置くべきである。

- ・ 消費者が選択可能となるような情報の公開
- ・ 専門技術者のモラルの確立
- ・ 設計者、施工者や施工内容についての履歴管理（トレーサビリティの確保）

- こうした問題は再発防止に最大限の努力が払われるべきであるが、不幸にして再び同様な事件・事故等が発生した場合に、国民に不安が広がらぬよう、情報提供の方法等について的確な行政対応等を十分に検討しておくことが大切である。
- 上記の基本的考え方に基づいて対応すべき課題は、次の諸点である。

① 建築物の安全性についての認識のギャップ

- ・ 行政が、法令に基づき、建築物の安全性を、どこまで、どう担保すべきかについて、国民、行政機関、建築産業諸主体並びに建築に関わる専門家の間で、共通の理念が確立されていない。
- ・ 例えば、建築基準法の基準は、建築物の安全性の「最低基準」であるが、国民の間には建築確認が下りた建築物であれば、安全性は充分であり、それ以上の安全性は過剰なものだというような誤解もある。
- ・ また、マンション販売業者の中には、安全なマンションを販売する義務があるのに、形式的に建築確認さえ通っていれば、実際は安全性に問題があっても、責任がないかのような風潮が見られる。
- ・ 一方、近年、「官から民へ」、「小さな政府」という流れが加速している中で、建築物の安全性の確保は、誰が最終的に担保すべきかについて国民的な合意も必要である。
- ・ このようなことから、建築物の安全性についての共通の理念の構築に努めた上で、建築確認の内容、責任や対象範囲を明確にすべきである。
なお、建築確認の役割が大きくなると、審査の手間や時間も大きくなり、それに要する費用も大きくなることを十

分考慮する必要がある。

- ・ さらに、今回の偽装事件では、構造的な強度、とりわけ、耐震性能がクローズアップされているが、建築物の安全性としては、他にシックハウスの問題、アスベストの問題並びに従来、欠陥住宅として扱われていた問題についても視野に入れて、安全性を担保するシステムを構築すべきである。

② 住宅の供給形態の多様化、建築技術の高度化等への対応の遅れ

- ・ 建築基準法制定の昭和25年当時は自分で発注し、自ら住まう注文住宅が主流であったのとは異なり、今日では、ディベロッパーが建築し・分譲して、これを購入した者が居住するマンションなどの供給形態が普及し、建築主（ディベロッパー等）と分譲住宅として購入する利用者、所有者（最終需要者）が異なることが一般的となっている。
- ・ また、建築物の規模は巨大化するとともに、機能や構造なども技術の進歩等に伴い、飛躍的に高度化・多様化している。
- ・ こうした状況下で、建築士や特定行政庁の能力が建築技術の発展に追いついているか、住宅購入者に情報が的確に提供されているか、など制度の仕組みと実態とが乖離しているおそれがあることなどに留意しつつ、今日の状況に対応した建築物の安全確保の仕組みを構築すべきである。

③ 構造計算プログラムの普及による設計や審査のブラックボックス化

建築技術とIT技術の進歩は、構造設計を補助する手段である「構造計算プログラム」の利用を一般化した。その一方、複雑で大量の構造計算を必要とする建築物が多く造られるようになると、構造設計は一部の専門家のみが扱うものとなっ

た。

- i) 審査機関の建築技術者ですら大臣認定の構造計算プログラムによる構造計算を盲信し、
- ii) さらに、プログラムを改ざんして使われることを想定していなかったために、多くの確認機関で偽装を指摘できなかったと見られる。

このため、プログラムの改ざん防止等の対策は当然に求められるが、より基本的課題として、実際に作られる「建築物」のことをよく考え、それを表した図書として構造設計図をよく見ることが重要である。構造計算は、構造設計の一部にすぎないこと、構造計算プログラムは、構造計算の補助的なものであることを再認識し、設計におけるプログラムの利用のあり方について検討する必要がある。

④ 住宅についての保証の二一ズへの制度的対応の遅れ

欠陥住宅問題を契機として、住宅品質確保法により、住宅の重要な構造部分等について、10年間の瑕疵担保責任が住宅分譲者や請負者に対し義務づけられたが、この責任を資金的に裏打ちする仕組みの導入が進んでいない。

保険制度の活用による住宅の保証制度は、現在、普及の過程にある状況であり、住宅についての保険制度の充実等、市場を活用した消費者保護のための仕組みを確立する必要がある。

⑤ 建築ストック重視社会への転換

わが国の社会は、フロー中心からストック重視に転換しつつある。建築・住宅政策もその例にもれない。いわゆる“スクラップ・アンド・ビルド”の体質から脱却し、長寿命の優良な建築・住宅を建設し、十分なメンテナンスやリフォームを施しつつ長期に利用し優良な既存住宅を市場で流通させていくことが大切である。

長寿化のために、建築の初期コストは高くなっても、耐用期間の長期化により1年当たりのコストは低減する。何世代にもわたって使えるような建築資産を形成することにより、今回の偽装事件の背景にあるとみられる建築費の不当なコス

トダウン、などの慣行が是正されると考える。

なお、ストック重視社会への転換に当たっては、建築物の造り方だけでなく、中古住宅の流通や自動車市場等も参考としつつ、住宅の評価方法、真の価値に根ざした住宅融資への転換など、建築をめぐる社会のシステム全体を見直していくことが求められる。

Ⅱ 検討すべき課題

- 「Ⅰ. 2. 検討の視点」で示した課題に対応しつつ、住宅・建築物に対する国民の不安を払拭し、建築行政に対する信頼を回復するためになすべきことは、次のように整理される。
- これらの項目の中には、早急に実施すべきものもあれば、拙速を避け十分時間をかけて検討する必要があるものもあるので、緊急に取り組むべきものと中・長期的な課題とに分別して、検討を進めるべきである。
- 本委員会としては、これらの項目について、今後、最終報告に向けて検討を進めることとするが、これまでに本委員会ではなされた議論は、以下の通りである。

1 建築確認検査制度について

一建築士の犯罪的行為を誰も見抜けなかった今回の事件により、現在の建築確認検査制度に穴が開いていることが判明した。今回の事件を反省材料とし、建築確認検査制度、特に、構造設計の審査について、抜本的な見直しを行う必要がある。

なお、事件の本質をよく見極め、費用対効果を的確に判断し、公共を含めた確認機関に、すべての構造計算を再計算させるような過剰反応とならないよう注意する必要がある。

① 審査の方法等の改善

構造等の審査に当たっては、審査者が的確に設計者の意図を把握し、必要に応じ、面接方式で審査することとし、申請

図書も、曲げモーメント図等の専門家であれば一目で判断出来るものとするよう工夫する必要がある。

また、審査・検査を全体として充実する必要がある、特に、中間検査の充実等による、実物のチェック体制を強化する必要がある。

② 審査者の能力の向上

○ 設計の審査は、構造、設備、形態等多岐に渡り、専門的能力が求められる。今回の偽装の見過ごしは、審査者が構造について十分な知識、経験をもっていなかったことが原因の一つではないかとみられる。真に専門的な能力を持った者が審査することを担保する制度とすることが基本的には必要であるが、十分な能力を有する人材の数にも限界があるという現実も踏まえて、ピアチェックの導入など建築物の安全性を担保できる他の方法を検討すべきである。

○ 建築物の規模等の差異が拡大し、構造についても、一律には扱い難くなっていることを踏まえ、建築物の規模や用途等に応じた的確な審査の方法を確立すべきである。

(例) 小規模なものは確認(従来通り)、中規模なものはピアチェックの導入、大規模なものは大臣の直接審査(認定等)とする。また、建築物の規模等に応じた審査期間を設定する。等

③ 審査機関の役割・責任

建築確認は、建築物の基準適合を確認するものであり、一定の手順をこなせばそれだけでよいというものではないと考えられる。このための審査のあり方と審査機関の責任を、制度として明確にするとともに、あわせて、審査機関の最低限行なすべき仕事を明確化する必要がある。

④ 構造計算プログラムの上に依存しない審査方法の検討等

構造計算プログラムの上に依存しない設計及び審査のあり方を検討する必要がある。

また、過度で安易なコンピュータ依存を防止するために、プログラムの大規模認定制度のあり方の再検討を含め、構造設

計者やプログラム開発者らが情報技術（ＩＴ）を真に設計に活用することを促す仕組みに変更する必要がある。例えば、カラープリンターを用いた分かりやすい出力、地盤調査データの広域なデータベース化など色々な工夫や応用法があり得る。

⑤ 罰則の強化について

多くの人命に関わる違反でも、建築基準法では、５０万円以下の罰金と、事態の重大性に比べ、あまりにも軽いとの感拭えない。

事態の重さにみあった罰則の強化、行政罰の導入等の抑制力の強化を図るべきである。

２ 確認検査機関について

平成１０年の建築基準法の改正による民間開放は方向としては合理性をもっていたと考えられるが、導入に当たっての特定行政庁と民間確認機関との役割分担、民間機関が確認事務を適正に行うための動機付け、導入後の事後的、継続的な監督のあり方等について、検討、対応が十分ではなかったのではないかと考えられる。

このため、民間の指定確認検査機関が国民の期待に応えられるように、制度を再構築する必要がある。

① 公共と民間の特性を踏まえた確認検査体制の充実・強化等

- 建築確認検査について、現在は、公共（特定行政庁）でも民間機関でも受けることができる。民間を活用することは、効率的で実効的な行政の実現のため有益であると考えられるが、国民に対する最終的な責任の所在を明確にしつつ、公共、民間の長所、短所を十分に認識し、両者の的確な活動により、需要者である国民からみて、よりよい制度へと充実・強化を図っていくことが大切である。

- ・ 例えば、それぞれの長所、短所としては、建築基準法の定める基準が、大別すると、①建築物の耐震性能、耐火性能、設備の基準など、いわば純粋に工学的技術に関わるもの（単体規定）と②建物の高さや大きさ、日影な

どの建物敷地の周辺の関係に関わるもの（集団規定）とがあるなかで、

- i) 公共は、まちづくり行政の担い手として、集団規定について、まちづくり条例等との関係にも精通し、また、紛争等への対応も迅速にできる（長所）、一方、高い技術力を必要とする建築物の審査能力を有する職員をすべての特定行政庁でそれぞれ揃えることは困難（短所）ではないか。
- ii) 民間は、全国をカバーする機関などで、高い技術力を有する検査員を揃えることも可能であり、技術の進歩にも速やかに対応出来る（長所）一方、周辺住民との関係に無関心になり、結果として、批判を受けやすいのではないかと（短所）などがあると見られる。

② 特定行政庁の役割の強化

確認検査業務の民間機関への移行が大幅に進行しつつあることとも関連して、例えば以下のような特定行政庁の役割の強化が求められる。

まず、指導、監督として

- i) 中間検査など建築現場での検査・審査の充実・強化
 - ii) 民間確認機関に対する指導監督の充実・強化
- を図るとともに、

まちづくりに関して、

- iii) 住民ニーズを踏まえた建築物についての条例の策定・活用など建築活動への行政としての関わりの強化
- を図っていくことが求められる。

③ 民間機関の活用

民間活用の意義及び問題点を再評価の上、国民の納得できる仕組みを検討する必要がある。

確認申請の不正やミスを見破り中間検査や完了検査を入念に行うためには、相応の費用・時間・人手がかかるのは当然である。

今回の建築確認問題は、耐震偽装がテーマなので「構造」がクローズアップされているが、確認業務は構造の外にも用

途地域、建ぺい率、容積率、日影、斜線、天空率、高さ、接道等、主として集団規定関係について非常に多くの規制事項がある。建築基準法違反は、現実には構造以外の問題の方が多いといえよう。建築主や周辺住民の関心も高く建築紛争の原因となってきた。

民間機関が確認した建築行為が第三者からの通報により特定行政庁が改めて調査したところ、違反事実が発見されたという事件も発生している。民間機関は建築主からの圧力を受けやすい立場にあるうえ、いったん確認すると、中間検査へ、さらに完了検査へとチェックを受けることなく進行してしまう怖さがある。一定規模以上の建築物や特定用途の建築物については、中間段階で特定行政庁のチェックを受けさせる仕組みなど、民間機関による建築基準法適合の審査が、より確実となる仕組みを検討する必要がある。

＜民間機関活用の意義・問題点の例＞

- * 民間活用により、高い技術にも対応が可能となり、また、完了検査の実施率も概ね倍増・違反建築物の大幅な減少
- * 一方、利潤追求を目的とする株式会社等において、株主への利益還元及び顧客へのサービスの向上と、国民の利益の保護が、対立相反する場合が多々あり、その場合に、国民の利益の保護に立った行動を当該機関がとるための行動規範の整備が必要

○ 民間機関の責任の強化等

確認に当たって、責任範囲と、必須手続きを明確にする必要がある。この際、手続きのみをもって足りるとせず、建築設計により実現しようとする建築物の性能が建築基準法に適合していることを確認する審査とする必要がある。

○ 建築確認業務の規律性の向上

高度な技術を持つ確認検査員の採用、標準的な審査期間と確認検査手数料の設定、違法確認の公表制度の実施など、建築確認業務の規律性を向上させ、建築物を建築基準法の求める基準に適合させるために実効性のある仕組みを構築

する必要がある。

なお、標準的な審査期間、確認検査手数料の設定については、上記の意見に対し、審査期間や検査手数料の限定が、期待される審査の阻害要因になっているとの認識から、市場競争のなかで適正な価格・期間は設定されるという前提にたち、自由競争に任せるべきとの意見もあった。

○ 民間機関の指定審査の厳格化

民間機関の公平中立要件等を強化するとともに、民間機関の指定（更新を含む。）の際、業務の実施方法、実施体制等について、学識経験者等の第三者の意見を聴き、厳正な審査を行う必要がある。

○ 民間機関のマネジメント機能の強化

民間確認検査機関が重要な任務を担っているにもかかわらず、結果として、その使命を果たし得ていないことは明らかである。関係者は自己弁護にその時間を消費するよりも、その改善に心血を注ぐべきである。

民間に委任した以上、箸の上げ下ろしまで公側が関与するのは不合理である。むしろ、民間確認検査機関自身が、国民の利益の代理者として、建築基準法などへの適合を確認審査できるようなマネジメントシステムを自らの創意工夫によって確立し、国・特定行政庁は、そのマネジメントシステムが有効に機能しているか、継続的に監視していくような体制を早急に確立する必要がある。

<民間機関を評価する指標等>

国民の利益の代理者として精度の高い審査を行っている民間確認検査機関が、市場競争において有利に扱われることになるように、民間機関を評価する指標（パフォーマンス指標）の設定等、民間機関のよりよい審査が業績とリンクするよう動機付けの仕組みを組込むことを検討すべきである。

<民間機関への継続的監視>

民間確認検査機関が構築したマネジメントシステムが、

国民の利益を守るという立場から見て有効に機能しているのか、国・特定行政庁は継続的に監視していく仕組みを確立する必要がある。実質に踏み込んだ、抜き打ち検査の常時実施等、民間機関に対する監督を強化する必要がある。また、この際、国と特定行政庁の監督責任を明確にする必要がある。

さらに、目的を達成するため民間機関職員及び国民からの公益通報制度の導入も検討されるべきである。

○ 自治体住宅行政との連携の強化

住宅は地域に建築され住宅事業は自治体の住宅・まちづくり行政と密接な関係が構築されることが望まれる。

民間確認検査機関は、全国展開する企業など地元の状況に暗い場合も多く、また、法適合を確認するという建築確認の性格上、まちづくりとの関係について、あまりにも無関心になりすぎる面もあるとみられる。今後は、自治体や建築主への情報の提供等自治体の住宅・まちづくり活動へ協力の強化について検討する必要がある

3 資格等の人的体制について

昭和25年の建築士法の制定以来、建築士制度について、建築技術の進歩、建築システムの変化に対応した見直しを怠ってきたことが、今回の事件の要因の一つであったと考えられる。建築士の資格制度について、大幅な見直しを行うとともに、併せて、建築士の地位向上についても検討すべきである。

① 構造等の専門家を認証する等の仕組みの整備

今日の建築界は広範で高度な建築技術を求めており、「建築士」という一般的な資格を保有している程度では専門的業務の責任を果たし得なくなっている。

現在の「建築士」は建築技術者の基礎的な資格としてそのまま置き、その上部に、意匠、構造、設備などの各専門分野別に高水準の専門技術者を位置づける必要がある。

<専門技術者の位置付けの例>

* 専門技術者は、建築士会、日本建築構造技術者協会等

の学術・技術団体の資格制度運営にゆだね、これらの団体が行っている継続的研修制度や資格更新制度を活用することが考えられる。

＊ 確認申請書に、構造、設備を担当した建築士の名前及び事務所名を明記することが考えられる。

② 職能団体の活用等による実践的倫理の強化

○ 各職能団体は、倫理綱領を持っているが、内容が抽象的・一般的であり、個々の建築士が実際に遭遇するジレンマ、トリレンマに対してどのように行動すればよいのかを具体的に教示できる内容となっていない例が多い。

○ したがって、各職能団体に対し、倫理綱領が実効性を持つように、速やかに、以下のような要素を含む「倫理プログラム」を作成・構築するよう促す必要がある。

- ・ 職能団体における理念共有の仕組み
- ・ 具体的に遭遇するジレンマ、トリレンマを超えて、国民の立場に立った行動をとることができるためのケーススタディ教材の整備
- ・ 上記教材を用いた倫理講習の継続的实施

○ 有効な倫理プログラムを持った職能団体メンバーであることを開示する慣習を作っていくことによって職能団体に加入することのメリットを生み出し、行動規範の徹底を促していく必要がある。

○ 諸外国では、倫理教育が必須のカリキュラムとなっていることも踏まえ、わが国でも建築士の育成過程でこれを導入する必要がある。

精神論ではなく、具体的状況下における、倫理的観点からの行動規範が求められる。

(参考) 日弁連の弁護士職務基本規程

③ 責任に応じた建築士の地位の向上等

建築士に高い倫理観を求めることが大切であるが、そのた

めには、それにふさわしい待遇が保証されていなければ、画餅に過ぎない。

このため、市場における競争により、良い建築士が国民によって選ばれ、地位が向上することが基本であるが、圧力等により不正をはたらくことのないよう、設計に関する料金等の確保等、建築士の地位の向上について検討する必要がある。

また、設計者など建築に関わった者の名前を表示する制度（顕名制度）や技能の顕彰等を通じた地位の向上も検討の必要がある。

4 消費者保護等について

今回の事件の最大の被害者は、偽装について何の責任もないマンション購入者である。消費者保護制度の拡充を図るとともに、消費者の選択が可能となるような情報提供の仕組みを検討するべきである。

① 保険制度の活用等によるリスク回避の仕組みの確立

住宅品質確保法により、住宅の構造上重要な部分等については、10年間の瑕疵保証が義務化されたが、責務はあっても経済的裏付けがなかったり、倒産の場合は、結局消費者が困窮する。また、住宅以外の建築物についても、リスク回避の仕組みへのニーズは高い。

このため、保険制度の活用等によるリスク回避の仕組みを確立することが大切である。

また、故意や重過失により保険が適用されない場合の救済制度についても併せて検討する必要がある。

② 情報開示の徹底

マンション購入者については、自己責任との声がある。住宅は一生の買い物であり、消費者が十分に注意を払うのは当然であるが、委員会に寄せられた情報では、購入前に建築士等専門家に依頼してチェックしたにも拘わらず、偽装を発見出来なかった例がある。

消費者が自己責任を全うするためにも、設計者、構造計算書を含む設計図書等の、分譲業者等からの徹底した情報開示の仕組みを早急に確立する必要がある。

③ 性能表示の充実

建築・住宅の性能には多様なグレードが存在していることを理解し、その上で建築主や居住者がグレードを自由に選択しうることが望ましい。(例えば耐震性能については、震度6に対して①全く損傷が生じない、②多少損傷するが、修復可能、③かなり損傷して修復不可能だが人体の安全は守られる、といった3段階が想定できる)。

このため、マンション等の一定の建築物について、住宅性能表示制度の義務化や促進、不特定多数の人が利用する建築物への拡充等を検討する必要がある。

④ 「青田売り」の功罪

住宅を完成しない前に販売するいわゆる「青田売り」は、事業者が資金を早期に回収する目的で一般に行われている。未完成の住宅を購入するのは需要者にとって大きなリスクがあり、不利を免れない。他方、需要者が図面上だけでなく工事途中の建築現場を視察・調査出来るならば、完成時には隠されている筈の構造を目視できる可能性がある。最近、分譲住宅について工事現場を需要者に積極的に公開するという動きがみられることから、今後、その普及を図る必要がある。

⑤ 「ハウスクター」のすすめ

住宅需要者は豊富な市中の情報の中から、信頼できる情報の選択に悩んでいる。現今、多くの自治体が“住まい・まちづくりセンター”といった窓口を市街地中心部に設けて市民の相談に応じている。この窓口には地域の建築・不動産業団体や弁護士会もボランティアとして参加する例が増えている。

住宅需要者にとって個別、具体的な仕事を検討する段階で建築家や事業者と良好な関係が築かれることが望ましい。かつて“出入りの大工”が存在したごとく、また今日、近隣に“かかりつけの医者”がいるように、“かかりつけの建築士”としての「ハウスクター」を居住地域の中に持ち、新築、購入、リフォーム、修繕、売買など、あらゆる住宅関連活動についての相談できることは非常に好ましい。

信頼回復に向けた業界としての取組みを期待したい。

5 情報収集の仕組みの整備

今回の事件では、偽装の疑いについての最初の情報に対する確に対応できなかった場面がある。このような通報への対応についての意識向上とともに、組織のあり方についても検討すべきである。

① 情報収集体制の整備

今回の問題で、国土交通省は、偽装の疑いに関する最初の情報に対し、適切に対応していないと思われる場面がある。

これは、企画・実施部門が、指導・監督部門を兼ねており、もっぱら情報収集に努める仕組みでないことも原因とみられる。

チェック機能の向上のためには、より専門的、積極的に情報収集に努める体制の整備について検討する必要がある。

② 情報収集窓口の適宜設置等—内部通報等の収集—

問題の発見等に向けた情報収集のソースとしては、内部情報の収集が効果的であることを踏まえ、本委員会で設置した情報窓口を参考として、適宜、情報窓口の設置について検討する必要がある。

また、重大な法違反については、確認審査機関等に対し、通報等の責務を負わせる等の対策を検討する必要がある。

6 被害者救済等問題発生後の対応の仕方

今回の事件では、公的支援の決定は素早かったものの、支援理由についての国民への説明が十分でなかったのではないかと考えられる。また、消費者の立場に立った行政の展開が求められる。

① 救済についての原則の確立等

公の責任と自己責任を明確にするとともに、行政の判断としての措置について検討を深め、救済についての原則について検討する必要がある。

なお、公が国民の安全と救済に責任を持ち、そのために能動的・果敢なる行動をとることは当然であるにしても、結果

的に「住宅を購入できない所得階層からも集めた税金を、住宅を購入できる人々の救済に使うのはおかしい。」といった声もあることから、救済のための財政支出には慎重であるべきで、むしろ、保険の充実など当事者の相互扶助的救済制度を国の責任で早急に整備すべきであるという意見もあった。

② 救済策の国民への説明の充実と一層のスピードアップ

国の支援については、概して迅速な措置がとられているが、その考え方等につき、必ずしも十分に理解は得られていないのが現状である。

賠償責任と居住の安定、危険の回避等の行政の対応との区別等を明確にし、国民の理解をえる努力をさらに深める必要がある。

また、国土交通省と地方公共団体との意思疎通が不十分な面もみられることから、実施については、消費者の立場にたって、迅速に行うことが期待される。

③ 安定的な救済スキームの事前準備の推進

消費者の安心のためには、今回の支援は例外なのか、あるいは将来、自分が巻き込まれたときに支援があるのか等を明確に示すことが大切である。

④ 建て替え、耐震補強工事等についての技術支援

安全性に問題のあるマンション、ホテル等の建築物について、自力で建て替え等を行う所有者に対しても、国、地方公共団体が連携して、必要な相談への対応など技術的な支援措置を講じる必要がある。

7 関係住民や国民に対する情報提供のあり方

今回の事件を教訓に迅速で正確な情報提供、国民の不安を解消するための情報提供のあり方について検討すべきである。

① 迅速かつ正確な情報提供の推進

今回の事件及びその後の混乱は、建築物の耐震に関する知識やわかりやすい解説が、その必要性も含め、一般国民はおろか、建築主や行政機関関係者にすら正確に普及していなか

ったことに端を発していると考えられる。

全国民に向けて、建築基準法の内容をわかりやすく解説したホームページやパンフレット、教材などを作成し、その正確な知識の普及に取り組む必要がある。

また、信頼の回復には、国民に対して常に情報を適宜提供していくという姿勢が最も大切であり、国は、迅速に最大限の情報提供を行うべきである。

但し、調査不足で曖昧な情報が流布することはかえって国民を混乱させることもあるので、適切な情報提供については、一定の指針を定め、職員個人の判断に任せず、組織として対応する仕組みを作ることが大切である。

② 的確で信頼性のある技術情報の提供システムの整備

建築物の耐震設計技術は日々進歩しているが、これらの実用化と普及が重要である。専門技術について、国民の不安を引き起こすことのないよう行政が活用しているような安定した技術について、的確で信頼性のある情報を国民に提供できる仕組みを検討する必要がある。

8 人材育成のあり方

これらの改善策を実施していくためには、国民の利益の代理人であるという行動規範を実行するに足るだけの意思・見識と高度な技術を有した建築士、建築技術者が今まで以上に必要である。制度の見直しだけでなくこれらの人材育成のあり方についても検討すべきである。

① 構造等の専門的知識を有する技術者の育成

構造計算等の高い能力を有する人材育成のため、大学等の教育機関での教育の充実、学会や団体での研修の強化を検討すべきである。

② 倫理観を備えた人材の育成

諸外国では、倫理教育が必須のカリキュラムとなっていることも踏まえ、建築士の育成過程でこれを導入する必要がある。(再掲)

職能団体において、実践的な倫理綱領等を整備し、その遵

守を促す仕組みを検討する必要がある。(再掲)

③ 特定行政庁での民間の人材活用

任期付任用制度の活用により、民間で実務経験のある建築士を特定行政庁の確認審査事務に充てることを検討する必要がある。

おわりに

この中間報告は、前に述べたように社会資本整備審議会建築分科会の参考に供するため、建築規制制度等を中心に、本委員会で議論した内容をまとめたものである。

今後は、緊急対応のあり方だけでなく、中間報告では十分に取り上げられなかった建築主の責任、役割や建築物の施工段階の諸課題等の調査検討も進め、最終報告をとりまとめる予定である。

構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会

1 目的

構造計算書偽装問題に関するこれまでの行政対応上の問題を検証し、今後の建築行政における緊急対応のあり方について調査検討を行うため、国土交通大臣の私的諮問機関として「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」を開催する。

2 調査内容

(1) 構造計算書偽装問題に関するこれまでの行政対応上の問題の検証について

(2) 今後の建築行政における緊急対応のあり方について

3 委員名簿

穂山精吾	NPO 法人全国マンション管理組合連合会会長
井出隆雄	ジャーナリスト
小谷俊介（座長代理）	千葉大学教授
嵐 信彦	ジャーナリスト
白石真澄	東洋大学助教授
巽 和夫（座長）	京都大学名誉教授
野城智也	東京大学教授
大河内美保	主婦連合会副会長
山田勝利	前第二東京弁護士会会長、前日弁連副会長
和田 章	東京工業大学教授

（五十音順、敬称略）

＜これまでの検討経過＞

第1回 平成17年12月16日（金）
ヒアリング 国土交通省住宅局

第2回 平成17年12月26日（月）
ヒアリング 特定行政庁 （愛知県、台東区）
指定確認検査機関（日本 ERI(株)、
イーホームズ（株））

第3回 平成18年1月18日（水）
ヒアリング 設計事務所 （株）現代計画研究所
（有）金箱構造設計事務所
建築・不動産業 大成建設（株）
（株）大京

第4回 平成18年1月25日（水）
ヒアリング 国土交通省住宅局

第5回 平成18年1月30日（月）
中間報告（座長私案）の検討

第2回基本制度部会議事概要（修正案）

※下線が追加分

日時： 平成 17 年 1 月 10 日 10:00-12:00

場所： 国土交通省 11 階特別会議室

議事概要

【建築確認時における審査の徹底】

- 構造計算プログラムの再計算をしないと、悪質なものを防げない。
- 構造計算プログラムの再計算には大体 1 件当たり 40～50 万円ぐらいかかり、かなり手数料を上げることが必要となる。
- 共同住宅については、ピアチェックを義務化し、その他の建築物についても、ピアチェックを特定行政庁又は民間検査機関が要求できるようにするべきである。
- ピアチェックを受けたことが、エンドユーザに安心感を与えるとすれば、その内容を公表していく必要がある。
- ピアチェックは、設計側がやるべきである。
- 元請けの設計事務所の責任において、申請書類が的確なものであるという範疇の中で、審査は行われるべき。
- 基本的に、設計側がきちんとやるべきで、確認機関が、ダブルチェックの機関である。確認機関が信頼できないからさらにチェック機関をつくるというが、そうするとさらに第三者がチェックしないといけないという議論になる。
- 大規模な建物と木造戸建住宅では、チェックの体制・方法等が異なるのではない。
- 大手の設計会社等は、担当、課長、部長のトリプルチェックが行われており、ISO9000 の体制をとっている。このような優良事業者への優遇の検討も必要である。

【施工段階における審査の徹底】

- 特に大規模なものについては、中間検査が重要である。

【指定確認検査機関に対する監督権限の強化等】

- 指定確認検査機関の独立性を高めて責任主体とする方向性にすべきである。
- 国の指定権限と特定行政庁の指導監督権限を連携させながら、指定確認検査機関が独立した機関として責任を持って適正な業務を執行できるようにしていくことが必要である。
- 地方自治体は、まちづくりの観点から一定の役割を果たすべきで、指定確認検査機関への監督・審査は権限として必要。一方で、建築確認の件数、建築主事数、地方行政改革の中での人員確保の難しさ等を考えると、全て行政が責任を持つのは難しい。
- 指定確認検査機関が確認取消し処分を受けた場合に、特定行政庁の方でそれを公表する仕組みが必要である。

- 指定確認検査機関のおおした確認に対する賠償責任はなくしても、監督責任までなくするのは無理ではないか。
- 単体規定だけでなく、集団規定も重要であるが、指定確認検査機関が中立性、公平性等も含めて担えているのか考える必要がある。

【瑕疵担保責任の充実・強化等】

- 消費者の被害救済を担保する必要がある。
- 建築士、確認検査機関、設計事務所等の賠償保険の強制化については、保険会社として、経営上極めて大きなリスクを抱えることになる。強制化する場合は、再保険等、政府がからむ必要がある。
- 故意である場合の被害者の救済については、再保険による保険制度、事業者による基金等があるが、国民や事業者の理解が得られるか疑問がある。
- 保険会社には、現在、審査能力は備わっておらず、内部の体制整備のためのコスト・期間や人材確保等の難しい問題がある。
- 住宅性能表示制度の充実、指定機関のランク付けが必要である。
- 一定規模以上のマンション等を対象にして、住宅性能表示制度義務づけ、建設住宅性能評価書の取得義務づけの検討が必要である。
- 性能評価住宅と保険の関係を組み合わせることの検討も必要である。

【建築士資格の見直し】

- 構造技術を分かる人が必要な場所にいなかったことが今回の事件の問題である。構造専門としない建築士も、構造技術は分かるという顔をするが、それが必要な構造安全性の確保、必要な技術者の権限責務を奪っている。
- 専門職能を認定し、契約、確認、図面等に記名・捺印して責任の明確化をする必要がある。
- 元請・下請の契約書の書面化が必要である。
- 今回の事件を受け、余りにも過剰規制にならないように気をつける必要がある。例えば建築士の更新制についていえば、生命・身体に関与する医師は終身制であるように、偽装の有効な対策かどうかの検討が必要である。
- 指定法人の役割を果たすため、団体の会員に対する調査権限の付与が必要である。
- 管理建築士の責任・権限の明確化、要件の強化が必要である。
- 設計業界では、一括下請けに近い状態が行われているが、このような下請け構造を厳密に把握する必要がある。
- 構造設計業務が下請業務となり、構造設計者が色々な局面で搾取されていることが問題である。
- 設計・検査にエネルギーとお金をかける必要がある。
- 品質確保には、設計・監理段階でのチェックも必要だが、実際に施工する技能労働者側の問題も考える必要がある。
- 検査は費用・時間がかかり消費者側の負担が大きくなるため、システム全体で品質を確保するという視点が重要である。

【罰則の強化】

- 罰則は機能不全であり、それとは違うルートで、行政法的な措置としてどういう仕組みができるのかの検討が必要である。

【その他】

- 建築士事務所の図書の保存期間も10年間必要である。
- 今回の問題の本質が解決するかという視点で規制を考え、過剰規制にならないようにする必要がある。

下記について、委員の了解を得た

- 地方公共団体ワーキングの開催について事務局から説明し、委員了解。
- 次回部会で、短期に取り組むべき課題と中長期で取り組む課題に分けて原案を提出する旨、事務局から説明し、委員了解。

第3回基本制度部会議事概要（案）

日時： 平成 17 年 1 月 30 日 10:00-12:30

場所： 国土交通省 11 階特別会議室

議事概要

資料5「構造計算プログラムの改ざん防止策と構造計算書の審査方法について」に係る意見等

- あるプログラムでは適合であり、あるプログラムでは不適合であるといったハードの信頼性の問題がある。入力データの標準化が行われていれば、コストはかからないので、Aルートでは2つのプログラムを通すというのはどうか。工学的な意味で信頼性を高めることになる。
- ピアチェックは、確認申請前にやるべきである。
- 費用面、審査期間を考えれば、確認申請の中で再計算をやっていくのは現実的ではない。
- Aルートであれば再計算を必ずやる、ということが検査をあいまいにすることになりかねない。偽装95件中、再計算によって問題を発見できるのは、半分もない。実際の建築物は、色々な複雑な形をとるため、プログラムの適用範囲外となることが多いが、その判断を審査としてどうするのが最も重要である。
- 再計算により、発見できる偽装手口は一部であり、インプットデータを担当者が精査しないと見逃される偽装手口もあるので、確認検査機関の担当者が人数・能力等を含めてきちんと審査できるようにすべきである。
- 単なる間違い探しだけではだめであり、第三者に対して、国あるいは資格者が構造の妥当性について十分大丈夫であると説明する必要がある。
- 第三者委員会は、常開催できるのか心配である。
- 審査期間について、民間指定確認検査機関の場合には、審査には最低これくらいの期間が必要という仕組みにしないと、市場の圧力で「早くやらないと他所に頼む」と言われた場合、適切な審査を担保できないのではないかと。
- プログラムの開発者は、技術の欠点をよく知っているため、瑕疵担保責任、不法行為責任を負うという道を開いて欲しい。
- 元請け下請け関係が問題。構造的な建築生産のありかたの検討が必要である。すぐにはできないかもしれないが、力関係で対等平等な関係がないと問題は解決しない。

資料6「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について～中間報告（案）～」に係る意見等

【建築確認時における審査の徹底】

- 合理的で迅速にチェックできるように配慮して仕組みを考える必要がある。
- 第三者機関でピアレビュー的なことを確認する、機関を補完機関として位置づけると

いうことは、国又は地方自治体の審査に屋上屋を架すだけではないか。発注者、設計者の責任を引き受けていくべき仕組みを考えるべき。

【指定確認検査機関に対する監督権限の強化等】

- 確認済証を失効させるのをやめて、指定確認検査機関が単独で責任を負うように仕組むという方向と、今回の案のように立入検査権限をつけ、報告充実等を図る方向の2つの方向性がある。指定確認検査機関の確認済証の失効例が88件あったと報告があったように、また今回の風潮からすれば、今回の報告案にならざるを得ないと感じている。
- 特定行政庁と指定確認検査機関の責任の所在について整理し、法的な責任を明確にすべきである。
- 特定行政庁は、指定確認検査機関の確認について事後的な処理、是正権限を有しているが、個々の確認の審査過程における指導監督権限は有していないし、民間開放された以上は、もつべきでないと考えている。特定行政庁による立入権限等は、万一指定確認検査機関の審査ミスが発覚した場合の事後処理権限の強化と受け止めている。立入権限の付与は、指定確認検査機関の独立性の強化、責任の明確化とは、矛盾しないと考えている。仮に被告適格があるにしても、指定確認検査機関が行った確認については、一義的に指定確認検査機関に責任があると法律上明確にしてもらいたい。

【瑕疵担保責任の充実・強化等】

- 指定確認検査機関の保険の話として、(指定確認検査機関が自分で責任を負うか負わないかは別問題として)、自治体が負った場合、求償が故意・重過失の場合限られているため、故意・重過失の場合保険がきいてこないで、構造上考えて欲しい。
- 保険の強制加入については、粗悪の住宅の瑕疵担保責任の履行費用を、最終的には住宅購入者が負担することになる可能性があり、反対。
- 故意等の瑕疵担保制度は、モラルハザードをひきおこし、良質な住宅供給促進を妨げる。瑕疵担保の確保の問題と確認検査の問題は目的が異なる問題である。
- 住宅性能表示制度は、義務化しないで、任意の制度として認知度をあげるべき。住宅事業者に対して、金融機関保証や供託といった方法で一定の賠償資力の確保を義務づけるのが有効ではないか。
- 保険だけでなく、事業者基金の創出、供託金、銀行保証など様々な方法で、担保力は確保できるので、そういうことも考えて欲しい。保険ありきではなく、実効性のある制度の検討を御願いしたい。住宅性能表示制度の義務づけ等を優先的にやってほしい。
- 事業者、指定検査機関等の賠償責任は、故意・重過失は、保険対象外であり、これらはモラルハザードをひきおこすから、犯罪を誘発することもあるため、保険で対応するのは不適切である。銀行預金の預金保険機構のようなセーフティネットを構築し、優先的に発動させるべき。
- 保険、ローンの金融的なものは、うまく連動させることによって、建築物の品質向上を確保できるのではないか。

【建築士資格の見直し】

- 建築士の責任強化が必要である。
- 団体への加入の義務づけを、職能団体全体にひろげてもらいたい。設計者の独立性が問題であり、元請け下請けの書面化は極めて重要。設計契約の自立も検討していただ

きたい。

- 管理建築士の責任と権限の明確化については、特に管理建築士と開設者が異なる場合は重要であり、記載して欲しい。
- 「工事監理業務の適正化」のところで、第三者監理を表現するなら、それが分かるように記述するべきである。
- 「建築士制度の課題」において、今回の事件で工事監理者の役割はどうであったか、工事監理者のことも記述するべきである。
- 設計・施工の両プロセスが一体となっはじめて品質確保が確実なものになることを考えれば、現場の施工管理技師、技能労働者についても記述するべきである。
- 施行者の問題に関する強化策も、引き続き検討すべき課題にいれるべき。トータルで安全を確保することが必要。

【罰則の強化】

- 虚偽の設計、違反設計の他にも、違反設計相談を禁止するような条項を加えて欲しい。

【その他】

- 全ての建築物に一律にするのか、多数の者が利用する建築物に絞るかという議論があるが、中間検査義務づけ、瑕疵担保等における「一定の住宅」はそのことかと思うが、はっきり議論してほしい。一律の義務づけは、実態とあわない。構造についての第三者機関の再入力再計算も、一律に必要なのか議論する必要がある。一律にしないで、抜き打ち検査もかなり有効なので、抜き打ち検査で対応するものとそうでないものを考えるべき。
- 全ての建築ではなく、集合住宅、公共建築などにしぼって、実効性のある制度改革をするべきである。
- 確認検査業務を行う人員体制の要件強化について、量的だけでなく、質的な第三者性をチェックするようにするべきである。
- 審査体制強化の部分の構造専門の養成方法等においてで、確認検査員の能力向上の教育機関を設けるべきである。
- まちづくりの観点から集団規定は、特定行政庁がもっと主体的にもつべきである。事前に届け出が特定行政庁にでてくるようにすべきである。構造については、今回の案でいいのかもしれないが、確認制度のあり方として集団規定についても検討を御願いたい。

「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」中間報告(案)に関するパブリックコメントについて

■ 意見数

52件 (1月30日(月)～2月7日(火)17時)

■ 主な意見

- ◇ 今回の事を耐震偽造だけに限る事にせず法令全体にわたって言及すべきである。
- ◇ 中間報告の内容は、総じて「審査・検査の厳格化」ばかりが目につき、このままではさらに責任転嫁、高コスト、非効率の体制を助長するだけである。
- ◇ 中間報告の内容は、市民の当面の要求などを考慮すると概ね賛成である。

【建築確認時における審査の徹底】

- ◇ 「大臣認定を受けたプログラムを用いた構造計算書の審査」においても、各県で民間の構造専門家複数に委託して、週に1回程度の判定会を開催し、チェック機能を設ければよい。
- ◇ 構造設計に限っては検査機関などの人的対応が出来ないため、一定規模以上の物件には民間の構造設計者に委託審査をする制度にすべきである。
- ◇ 第三者機関の審査の費用負担は、施主負担と明記すべき。
- ◇ 第三者のピアチェックは必要である。
- ◇ 第三者機関の審査は、構造を解らない担当が増えるだけで本質の解決にならない。
- ◇ 再計算は、構造計算の一部について偽装がないことが分かるだけで、あまり意味がない。設計者から直接説明を受けるようにすべき。
- ◇ このまま規制が強化されると認定を受けた構造計算プログラムでないと市場から信頼を得られなくなるのではないかと。プログラムに信頼性を持たせるのではなく、技術者に信頼性を託すべく制度を改善すべき。
- ◇ 適切なモデル化がされていないこと等、認定プログラムには多くの問題がある。認定プログラムを廃止し、計算書の省略せず、審査する側は手計算で追いつけながら一から勉強し直す必要がある。
- ◇ 労力とコストがかかるだけの、確認申請時の入力データ添付には反対。
- ◇ 構造計算のプロセスをもっとシンプルで明快にすることも必要である。
- ◇ 日本建築センターやその他の免震に関する機関で、以前のような余裕度評価に対応するようなチェック機能を復活させるべき。
- ◇ 構造検査員の資格は最低でも1級建築士取得後構造設計実務経験4年以上とする。
- ◇ 特定行政庁の監査機関の創設及び内容の公開が必要である。建築主事の経歴公開が必要である。
- ◇ 建築確認審査を行う者の資格を見直し、現場施工の経験者も採用すべきである。
- ◇ 今回問題となったホテルでは、出力結果の修正、入力数値の修正に加えて、「構造解析モデルの偽装」があり、この点も、課題において強調すべきである。

【施工段階における検査の徹底】

- ◇ 中間検査の特定工程を特定行政庁で定めるのではなく、法定化し、工事途中で確実に要所を検査するようにする。

- ◇ 中間検査の徹底だけでなく、完了検査を含めた検査手法、制度の全面的見直しが必要とする。
- ◇ インスペクター制度のような強力な第3者機関が必要である。
- ◇ マンション等の一定規模以上の建築物において、鉄筋検査、コンクリートの抜き取り、コンクリートの破壊試験などを行い、行政に報告する制度の創設。
- ◇ 検査合格証は、検査を行った個人名で発行する。
- ◇ 登記や火災保険などの加入に検査済証を義務づける。

【指定確認検査機関に対する監督権限の強化等】

- ◇ 指定確認検査機関の人員を確認数に見合う適正な人員にする。
- ◇ 監督権限強化は必要であるが、そのための人的資源の充実、研修制度、建築主事等が訴えられた時のための保険制度について、国の責務としての財源措置や研修が必要である。
- ◇ 民間も特定行政庁全く同様に見逃していることが今回の資料のデータからも分かるのに、なぜ民間確認機関のみが監督を強化されるのか。

【瑕疵担保責任の充実・強化等】

- ◇ 保険加入義務化は賛成である。
- ◇ 全ての新築住宅に対して住宅性能表示制度及び瑕疵担保責任保険を義務化する。
- ◇ 低層住宅における住宅性能表示制度を義務化する。「一定の住宅の売主等」を出来るだけ下限に合わせ、住宅購入者の保護を優先すべき。
- ◇ 審査手数料を現行の10倍20倍に引き上げ、しかる後に一定の担保責任を法制化する。
- ◇ 事故等により賠償保険を利用した場合や設計ミスを犯した場合等に、保険会社や事務所から知事へ内容を報告する。知事は、必要に応じて設計事務所に監査・指導を行い、重大な事故については公表する。
- ◇ 設計評価のみを受け、建設評価を受けていないものへの追跡調査及び宅地建物取引業法等による説明義務の強化を図る。

【建築士資格の見直し】

- ◇ 分野別の専門建築士免許制度を導入する。
- ◇ 建築構造設計士制度の創設する。
- ◇ 社会も構造家の業務及び存在を認め、その価値を正しく評価する必要がある。
- ◇ 建築設備士制度を法制化する。
- ◇ 設備分野は、現行の1級建築士ではなく、建築設備士に位置づけるべき。
- ◇ 意匠建築士・構造建築士・設備建築士等を同じ権限にすべきである。
- ◇ 建築、構造、設備は、それぞれの立場で仕事ができるように、専業の事務所登録制度を創設する。
- ◇ 少ない設計料をさらに取り合うことになるため、建築士を意匠、構造、設備に分けることは反対である。
- ◇ 免許の更新制を導入する。
- ◇ 資格取得後の研修を義務づける。
- ◇ 現在建築士会で行われている継続能力開発(CPD)制度を充実させて法制化・義務化し、専門分野毎に専攻建築士の充実を図るべきである。
- ◇ 建築士の能力の維持向上も重要であるが、建築士受験資格の厳密化をすべきである。
- ◇ 事務所開設者の責任ではなく、個人の技能資格を表に出して個人の責任において職務をすべきである。

個人に与えられた建築士資格を団体、会社として認めることに矛盾がある。

- ◇ 他の事務所への下請け発注を禁止する。
- ◇ 設計・施工の分離。設計、施工、販売という一貫した建築生産システムが問題である。
- ◇ 建築士の社会的地位の向上についても言及すべきである。後継者に夢を与える仕事で有って欲しい。
- ◇ 報酬基準を、告示ではなく、きちんとした法律の部分として社会に知らせることが必要である。
- ◇ 建築士会や事務所協会の費用を安くし、加入義務化とする必要がある。
- ◇ 総合事務所か専門事務所かを明確化し、総合事務所は、専門毎に管理する専門建築士を1人以上設置する。
- ◇ 建築士事務所を開業する要件の確立又は業務法の制定が必要である。
- ◇ 管理建築士の要件強化は反対である。
- ◇ 管理建築士は複数にし、事務所の構成員の数に対して一定数以上の管理建築士を置くようにしなければならない。
- ◇ 建築確認申請において、設計者を構造設計者とそれ以外の部分の設計者の二者の連名としても申請できるように申請様式を見直す。

【罰則の強化】

- ◇ 罰則の強化は賛成である。
- ◇ 建築士だけでなく、建築主及び元請ゼネコンに対する規定の強化が必要である。
- ◇ 建築士の名義貸しに対する調査方法の確立と処分の徹底及びその対策のための最低限行うべき工事監理業務等の明確化を図る。

【その他】

- ◇ 建築確認図書等の保管について、確認機関で長期保持することは保存場所確保で問題である。
- ◇ 建築確認図書等の情報公開の徹底と保存先の特定行政庁への一元化を図る。
- ◇ 建設工事業者と専業建築事務所がもつ「事務所登録制度」の種類を区別し、消費者が選択できるようにする。
- ◇ 建築主が、もっと自ら積極的に信頼できる設計者・工事監理者、工事施工者を選択するような教育が必要。
- ◇ 建築基準法を国民に分かりやすく説明するべき。建築士が建築主に説明することに限界がある。
- ◇ 自由経済社会の原則に基づき、製造者責任を問えるシステム、保険による賠償システムを構築し、建築確認検査制度を廃止するべきである。

特定行政庁等における構造専門家の数について【特定行政庁及び指定確認検査機関へのアンケート調査結果(平成18年2月7日集計)】

■ 特定行政庁の建築行政職員 ※1

	総計 (417)	都道府県 (47)	政令で指定する 人口25万以上の市 【建築基準法第4条第1項】 (82)	一般の市 【建築基準法第4条第2項】 (119)	限定特定行政庁 【建築基準法第97条第2項】 (146)	特別区 【建築基準法第97条第3項】 (23)
	小計 (平均)	小計 (平均)	小計 (平均)	小計 (平均)	小計 (平均)	小計 (平均)
建築基準適合判定資格者検定の合格者※2	3,292 人 (7.9 人)	1,312 人 (27.9 人)	884 人 (10.8 人)	497 人 (4.2 人)	450 人 (3.1 人)	149 人 (6.5 人)
うち構造を専門とする者 (構造設計に精通する者)	359 人 (0.9 人)	136 人 (2.9 人)	143 人 (1.7 人)	53 人 (0.4 人)	5 人 (0.0 人)	22 人 (1.0 人)
うち構造計算プログラムを使用できる者	39 人 (0.1 人)	13 人 (0.3 人)	16 人 (0.2 人)	8 人 (0.1 人)	0 人 (0.0 人)	2 人 (0.1 人)
確認検査業務に従事する者※3	5,061 人 (12.1 人)	1,720 人 (36.6 人)	1,292 人 (15.8 人)	883 人 (7.4 人)	640 人 (4.4 人)	526 人 (22.9 人)
うち構造を専門とする者 (構造設計に精通する者)	539 人 (1.3 人)	144 人 (3.1 人)	195 人 (2.4 人)	90 人 (0.8 人)	5 人 (0.0 人)	105 人 (4.6 人)
うち構造計算プログラムを使用できる者	72 人 (0.2 人)	20 人 (0.4 人)	30 人 (0.4 人)	17 人 (0.1 人)	0 人 (0.0 人)	5 人 (0.2 人)

■ 指定確認検査機関の職員

	総計 (124)	国土交通大臣 指定確認検査機関 (17)	地方整備局長 指定確認検査機関 (34)	都道府県知事 指定確認検査機関 (73)
	小計 (平均)	小計 (平均)	小計 (平均)	小計 (平均)
建築基準適合判定資格者検定の合格者※2	1,483 人 (12.0 人)	488 人 (28.7 人)	328 人 (9.6 人)	667 人 (9.1 人)
うち構造を専門とする者 (構造設計に精通する者)	133 人 (1.1 人)	50 人 (2.9 人)	31 人 (0.9 人)	52 人 (0.7 人)
うち構造計算プログラムを使用できる者	62 人 (0.5 人)	32 人 (1.9 人)	17 人 (0.5 人)	13 人 (0.2 人)
確認検査業務に従事する者 (確認検査員+補助員)	2,763 人 (22.3 人)	978 人 (57.5 人)	725 人 (21.3 人)	1,060 人 (14.5 人)
うち構造を専門とする者 (構造設計に精通する者)	333 人 (2.7 人)	130 人 (7.6 人)	95 人 (2.8 人)	108 人 (1.5 人)
うち構造計算プログラムを使用できる者	201 人 (1.6 人)	81 人 (4.8 人)	71 人 (2.1 人)	49 人 (0.7 人)

※1 建築行政職員は、庶務関係職員及び建築士行政担当職員を含み、営繕、公営住宅、再開発、都市計画関係職員等を除く。出向者は、出向先の職員として計上。

※2 建築基準適合判定資格者検定の合格者には、改正前の建築基準法第5条第1項の建築主事の資格検定に合格した者を含む。

※3 第3回基本制度部会(H18.1.30)後に、一部の特定行政庁から報告数値の訂正があったため、第3回基本制度部会資料2(H18.1.28集計)と数値が異なる。

特定行政庁に係る確認検査業務の点検結果について

—偽装物件看過以外の 243 特定行政庁に係る点検結果—

1. 目的

確認検査業務の実施状況を把握し、必要な対策を講じるため、全国の 271 特定行政庁^(注)の審査業務について点検を実施。

(注) …… 全特定行政庁 417 のうち、建築基準法第 97 条の 2 に基づき建築主事を置いている 146 特定行政庁（構造計算を要する建築物に係る確認審査業務を実施しない。）を除く。

2. 点検の方法等

- ・ 特定行政庁自ら審査方法、審査体制等に関する業務点検を実施した上で、その結果について点検本部等においてヒアリングを実施。
- ・ なお、検査 4（個別物件の審査方法検査）については、特定行政庁自ら実施した業務点検結果のヒアリングに加え、ヒアリング実施者が抽出した 2 物件について、確認申請図書一式を参照しながら、構造審査担当者に直接ヒアリングを行うなどの点検を実施。

対象特定行政庁	ヒアリング実施者	現在の状況
(1) 偽装物件看過特定行政庁 (対象 28 特定行政庁 ^(注))	点検本部 (国土交通省住宅局)	1 月 30 日公表済
(2) 上記 (1) 以外の特定行政庁である道府県 (対象 38 特定行政庁)	地方整備局等	今回公表
(3) 上記 (1) 及び (2) 以外の特定行政庁 (対象 205 特定行政庁)	都道府県	

(注) 偽装物件看過特定行政庁……群馬県、東京都、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、佐賀県、鹿児島県、前橋市、伊勢崎市、東京都中央区、東京都台東区、東京都大田区、東京都渋谷区、東京都杉並区、東京都北区、東京都荒川区、東京都足立区、横浜市、川崎市、平塚市、松本市、岡崎市、大阪市、姫路市、和歌山市、福岡市

(1 月 24 日時点。その後、東京都新宿区においても偽装物件看過が確認された。)

3. 偽装物件看過のあった特定行政庁以外の 243 特定行政庁に係る主な点検結果

【検査 3】構造計算書の添付書類等に関する検査

- ・ 検査 3 実施件数 11,509 件中、18 件（9 特定行政庁）において、図書省略の要件を満たしていないにもかかわらず、構造計算書の一部に係る図書省略を行っていた。

【検査 4】個別物件の審査方法検査

- ・ 抽出された物件（各特定行政庁 10 件程度、合計 2,522 件）中に、構造審査上の重大な問題点として、構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していたにもかかわらず又は提出させずに、建築確認を行っていたものがあることが確認された（神奈川県、三重県、広島県、沖縄県うるま市の 4 特定行政庁、合計 8 件。具体的な案件の概要等は別添のとおり）。
- ・ これらについては、いずれも特定行政庁により、あらためて構造安全性を確認済みである。

検査4において抽出された物件（各特定行政庁10件程度、合計2,522件）において確認された構造審査上の重大な問題点

特定行政庁名	神奈川県	三重県	広島県	うるま市
ピアリング実施日	平成18年1月24日（火）	平成18年1月23日（月）	平成18年1月20日（金）	平成18年1月23日（月）
物件概要	共同住宅 1件	共同住宅 2件	共同住宅 2件	共同住宅 3件
	竣工済	1件工事中、1件竣工済	1件工事中、1件竣工済	1件工事中、2件竣工済
問題点	・確認検査時に構造計算書中のエラーメッセージが記載されるページが、当該ページを提出必要書類として添付せず、に建築確認を行っていた。 H18.1.24 ■ピアリングの際に、特定行政庁に対しエラーメッセージのページがないことを指摘し、建築物の安全性について確認の上、報告するよう指示した。	・構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していた。にもかかわらず、建築確認を行っていた。 H18.1.18 ■特定行政庁が業務点検を行った際に、エラーメッセージが欠落していたにもかかわらず、建築確認を行っていたことが確認された。そのため、特定行政庁から設計者に対し、エラーメッセージのページを含む構造計算書を提出するよう指示した。	・構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していた。にもかかわらず、建築確認を行っていた。 H18.2.2 ■検査4対象物件についてピアリング後、特定行政庁が再点検を行ったところ、エラーメッセージのページが欠落していたことを確認し、点検本部に報告するとともに、設計者に対し、エラーメッセージのページは再計算結果を提出するよう指示した。	・構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していた。にもかかわらず、建築確認を行っていた。 H18.1.23 ■ピアリングの際に、特定行政庁に対しエラーメッセージのページがないことを指摘し、建築物の安全性について確認の上、報告するよう指示した。
主な対応状況	H18.1.26 ■特定行政庁が設計者にエラーメッセージのページの提出を指示し、欠落していた工率メッセージのページが提出され、内容を確認したところ、問題がなかったことについて点検本部に報告があった。 H18.1.23 H18.1.24 ■ピアリング時に点検本部から特定行政庁に対し、建築物の安全性について確認を行い、報告するよう指示。 ■特定行政庁が設計者から再計算結果が提出され、内容を確認したところ、問題がなかったことについて点検本部に報告があった。	H18.2.6 ■特定行政庁に設計者から1件については欠落していた工率メッセージのページ、1件については再計算結果が提出され、内容を確認したところ、問題がなかったことについて点検本部に報告があった。	H18.1.30 ■特定行政庁が設計者にエラーメッセージのページの提出を指示し、3件とも欠落していた工率メッセージのページが提出され、内容を確認したところ、問題がなかったことについて点検本部に報告があった。	
	措置済み	措置済み	措置済み	措置済み

特定行政庁に係る確認検査業務の点検結果について

以下は、平成 18 年 1 月 30 日に開催された社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会（第 3 回）において資料配布された「特定行政庁に係る確認検査業務の点検結果について」（平成 18 年 1 月 24 日時点において偽装物件看過について確認されていた 28 特定行政庁分）に、偽装物件看過以外の 243 特定行政庁を加えた全 271 特定行政庁における点検結果をまとめたものである。

1. 目的

構造計算書偽装事件を受けて、特定行政庁における確認検査業務の実施状況を把握し、必要な対策を講じるため、全国の 271 特定行政庁^(注)の審査業務について点検を行う。

(注) …… 全特定行政庁 417 のうち、建築基準法第 97 条の 2 に基づき建築主事を置いている 146 特定行政庁（構造計算を要する建築物に係る確認検査業務を実施しない。）を除く。

2. 点検の方法

- ・緊急建築確認事務点検本部（以下「点検本部」という。）及び各都道府県により以下のとおり実施。
- ・点検本部は、国土交通省住宅局、官庁営繕部、国土技術政策総合研究所、地方整備局建政部・営繕部等の職員で構成。

(1) 偽装物件の看過のあった特定行政庁（対象 28 特定行政庁（注））

群馬県、東京都、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、佐賀県、鹿児島県、前橋市、伊勢崎市、東京都中央区、東京都台東区、東京都大田区、東京都渋谷区、東京都杉並区、東京都北区、東京都荒川区、東京都足立区、横浜市、川崎市、平塚市、松本市、岡崎市、大阪市、姫路市、和歌山市、福岡市

(注) 1 月 24 日時点。その後、東京都新宿区においても偽装看過が確認された。

- ・特定行政庁自ら審査方法、審査体制等に関する業務点検を実施した上で、その結果について点検本部（国土交通省住宅局）においてヒアリングを実施。
- ・なお、検査 4（個別物件の審査方法検査）については、特定行政庁自ら実施した業務点検結果のヒアリングに加え、点検本部が抽出した 2 物件について、確認申請図書一式を参照しながら点検本部においても構造審査担当者に直接ヒアリングを行うなどの点検を実施。

(2) 上記(1)以外の特定行政庁である道府県(対象38 特定行政庁)

- ・ 上記(1)と同様に特定行政庁自ら業務点検を実施した上で、その結果について各地方整備局等においてヒアリングを実施。
- ・ なお、検査4(個別物件の審査方法検査)については、特定行政庁自ら実施した業務点検結果のヒアリングに加え、上記(1)と同様に各地方整備局等においても直接点検を実施。
- ・ 点検結果については、各地方整備局等から点検本部(国土交通省住宅局)に報告。

(3) 上記(1)及び(2)以外の特定行政庁(対象205 特定行政庁)

- ・ 上記(1)と同様に特定行政庁自ら業務点検を実施した上で、その結果について各都道府県にてヒアリングを実施。
- ・ なお、検査4(個別物件の審査方法検査)については、特定行政庁自ら実施した業務点検結果のヒアリングに加え、上記(1)と同様に各都道府県においても直接点検を実施。
- ・ 点検結果については、各地方整備局等を通じて点検本部(国土交通省住宅局)に報告。

3. 点検実施日

- ・ 事前に各特定行政庁が自ら業務点検を実施したうえで、原則として1月16日から1月25日までの間に、その点検結果のヒアリング等を点検本部(国土交通省住宅局)、各地方整備局等、各都道府県において実施。

4. 点検の内容

各特定行政庁の業務に関し、次の事項について点検を実施。

- ・ 構造計算書、構造設計図等の審査体制、審査方法等【検査1～4】
- ・ 一般的な建築確認検査業務の実施状況(台帳の整備等)【検査5】

5. 点検結果

特定行政庁毎の点検結果概要は別添1

【検査1】構造審査業務概要ヒアリング

構造関係の審査業務に関して、その体制、方法の概要をヒアリング等により確認。

(特定行政庁が自ら業務点検を実施。点検本部等はその内容についてヒアリングにより確認し、と

りまとめたもの。)

① 建築主事の人数（うち、構造審査担当者（注）の人数）

（注）主に構造審査を担当している者

・最大 47 人、最小 1 人、平均 5.4 人（最大 2 人、最小 0 人、平均 0.1 人）

② 建築主事以外で確認検査業務に従事する人数（うち、構造審査担当者の人数）

・最大 130 人、最小 1 人、平均 9.5 人（最大 16 人、最小 0 人、平均 1.0 人）

③ 特定行政庁独自に作成している審査マニュアル類の有無

・105 特定行政庁において何らかの審査マニュアルを整備。

④ 事件発生後に講じた措置

（事例）

○構造計算プログラムの入手、再計算等の実施

○構造審査担当者等の増員

○構造審査マニュアル類の改訂

【検査 2】構造審査担当者に対するヒアリング

構造審査担当者 1 人 1 人に対して個別にヒアリングを行い、図書省略制度についての理解、プログラムの改ざんを想定した審査を行っていたか等具体的な審査方法について確認。

（特定行政庁が自ら業務点検を実施。点検本部等はその内容についてヒアリングにより確認し、とりまとめたもの。）

① 構造計算書に係る図書省略制度についての認知

・46 特定行政庁において、図書省略制度を知らなかったと回答した職員がいた。（知っていたと回答した職員の中には、制度の理解が不十分な者も含まれている。）

② 構造計算書の偽装を想定した審査の実施

・261 特定行政庁において、今般の偽装事件発生以前よりプログラムの改ざんがあるかもしれないと思って審査をしていたと回答した職員はいなかった。

【検査 3】構造計算書の添付書類等に関する検査

確認済み物件（階数 10 以上のものを優先して抽出）のうち、最新のものから順次さかのぼって構造を問わず 50 件を抽出し、構造計算プログラムによる構造計算書について、大臣認定書の写しの添付等の図書省略の要件確認、図書省略の要件に適合しない場合の構造計算書の有無等について建築確認申請図書等を用い、構造審査担当者に確認。

(特定行政庁が自ら業務点検を実施。点検本部等はその内容についてヒアリングにより確認し、とりまとめたもの。)

① 構造計算書の一部に係る図書省略の要件を満たしていた件数

・ 検査3を実施した 12,908 件中、構造計算書の一部に係る図書省略の要件（大臣認定書の写し、指定書の写し等の添付、構造計算書における一貫したヘッダの出力の確認）を満足していたものは 350 件（109 特定行政庁）であった。

② 上記の図書省略の要件を満たしていないにもかかわらず構造計算書の一部に係る図書省略を行っていた件数

・ 検査3を実施した件数 12,908 件中、27 件（11 特定行政庁）において、図書省略の要件（大臣認定書の写し、指定書の写し等の添付、構造計算書における一貫したヘッダの出力の確認）を満たしていないにもかかわらず、構造計算書の一部に係る図書省略を行っていた。

・ 上記のうち、特に、構造計算書における一貫したヘッダが出力されていないものは 1 件（1 特定行政庁）であった。これについては、建築物の構造安全性について問題がないことについて安全性の確認済みである。

【検査4】個別物件の審査方法検査

- ① 【検査3】においてあらかじめ抽出された確認済み物件 50 件の中から、設計条件が相対的に厳しいと思われるものについて、鉄筋コンクリート造を優先して 10 件を抽出し、
- ② 特定行政庁が自ら実施する業務点検において、当該案件の構造審査担当者に対して、構造設計図と構造計算書の照合等についてヒアリングし、構造審査方法の詳細な実態把握を行う。
- ③ さらに、上記 10 件の中から点検本部等が 2 物件を抽出し、確認申請図書一式を参照しながら構造審査担当者に直接ヒアリングを行うなどの点検を実施。
- ④ 構造審査を的確に実施しているか否かを判断するため、具体的な構造計算の審査内容に関し、下記(2)の4項目を主要なヒアリング事項とした。（詳細は別紙）

(1) 抽出された物件（各特定行政庁 10 件程度、合計 2,802 件）において確認された構造審査上の重大な問題点

・ 抽出された物件（各特定行政庁 10 件程度、合計 2,802 件）において、構造審査上の重大な問題点として、構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していたにもかかわらず又は提出させずに、建築確認を行っていたも

のがあることが確認された（8 特定行政庁、合計 18 件）。

- ・ 具体的な案件の概要と対応状況については別添 2
- ・ これらについては、建築物の構造安全性について問題がないかどうか、特定行政庁にあらためて点検・報告を求めたところ、いずれの物件についても構造安全性が確認された。

(2) 抽出された物件（各特定行政庁 10 件程度、合計 2,802 件）の構造審査の方法（個別の図面と構造計算書を見ながら実施したヒアリング結果をとりまとめたものであり、それ以上の事実確認は行っていない。）

- ① 入力モデルのフレーム図と構造設計図との合致の確認
 - ・ 3 特定行政庁において、確認が全くなされていない事例があった。
- ② フレームの応力算定結果（応力図）に異常値のないこと、応力図と断面計算用応力値との合致の確認
 - ・ 14 特定行政庁において、フレームの応力算定結果（応力図）に異常値のないことの確認が全くなされていない事例があった。
 - ・ 25 特定行政庁において、応力図と断面計算用応力値との合致の確認が全くなされていない事例があった。
- ③ 断面計算用の断面リストの内容と構造設計図との合致の確認
 - ・ 2 特定行政庁において、確認が全くなされていない事例があった。
- ④ エラーメッセージ等に対する安全性確認等
 - ・ 7 特定行政庁において、エラーメッセージが出た場合の安全性の確認を行っていない事例があった。

【検査 5】一般的な建築確認検査業務の実施状況検査

台帳の記載事項、台帳以外の書類の状況等について、台帳及び確認検査関係書類により確認。

（各特定行政庁自ら実施した業務点検において確認）

- ① 台帳の不備
 - ・ 16 特定行政庁において、記入漏れ、誤記入等の台帳が不備である事例があった。
- ② 台帳以外の書類の不備等
 - ・ 7 特定行政庁において、台帳以外の書類の不備等の事例があった。

(検査4) 個別物件の審査方法検査

具体的な構造計算の審査内容に係る構造審査担当者に対するヒアリング事項

以下の事項のうち、★印の項目を中心に、適宜選択して、審査の実施の有無やその具体的な方法を、必要に応じ図書を参照しながら確認。

- 1 プログラムが適用範囲内で使用されていること、荷重・外力の条件が適切であることの確認
- ★2 入力モデルのフレーム図と構造設計図との合致の確認
- 3 部材の剛性評価、フレームと耐力壁の水平力分担率等の計算仮定が妥当であることの確認
- ★4 フレームの応力算定結果（応力図）について、異常値がないこと、及び断面計算用応力の値との合致の確認
- ★5 断面計算用の断面リストの内容と構造設計図の合致の確認
- 6 断面計算の結果（検定結果）がクライテリア※を満足することの確認
- 7 地盤条件が地盤調査に基づき適切に設定されていることの確認
- 8 ルート1・2の場合、それぞれのクライテリア※（壁量等、層間変形角、剛性率・偏心率、部材別条件）に適合することの確認
- 9 ルート3の場合、保有水平耐力の算定、必要保有水平耐力の算定（ D_s 設定を含む）が適切になされ、クライテリア※（層間変形角、 $Q_u/Q_{un} \geq 1$ ）に適合することの確認
- 10 限界耐力計算の場合、損傷・安全それぞれの限界変位・固有周期・地震力（加速度応答スペクトル）等の算定が適切になされ、クライテリア※（層間変形角、稀な地震時の地震力 $\leq$ 損傷限界耐力、極めて稀な地震時の地震力 $\leq$ 保有水平耐力）に適合することの確認
- 11 ヘッダー表示が全ページ同一内容であることの確認
- ★12 ウォーニング・メッセージ及びエラー・メッセージの内容と、それぞれに対する所見・安全性確認等の適切性の確認
- 13 プログラムの初期設定の変更の有無。「有」の場合その妥当性の確認
- 14 構造設計図の内容について、疑義があると感じた個所（断面寸法が小さい、配筋が足りないなど）の有無。「有」の場合具体的内容とそれに対する対応
- 15 構造設計図の内容について、施工性上疑義があると感じた個所（斜め梁採用による配筋困難個所等）の有無。「有」の場合具体的内容とそれに対する対応

※クライテリア：要求条件

特定行政庁毎の点検結果概要

1. 都道府県

特定行政庁名	検査1							検査2		検査3				検査4				検査5	
	①平成16年度確認済証交付件数	②建築主事数	③建築主事以外の確認検査業務に従事する者の数		④特定行政庁独自に作成している審査マニュアルの有無	⑤事件発生後に実施した措置	⑥構造計算書の審査における図面省略制度について知っていたか	⑦プログラムの改ざんがあるかと思っていたか	検査3を実施した件数	⑧図面省略の要件を満たしていた件数	⑨図面省略の要件を満たさず図面省略を行っていた件数	⑩入力モデルの力率と力率の差(%)に異常値がないことの確認をしていない事例	⑪1フロアの力率と力率の差(%)に異常値がないことの確認をしていない事例	⑫断面計算用の断面リストの内容と構造設計図との合致の確認をしていない事例	⑬エスケープ等に対する安全性確認等をしていない事例	⑭台帳の不備	⑮台帳以外の書類の不備		
			うち、構造審査担当者の人数		うち、構造審査担当者の人数						うち、一貫したヘッダが出力されていない件数								
北海道	5,735	29	0	33	0	あり	あり	知っていた	していない	828	50	0	0	140	なし	なし	なし	なし	
青森県	1,459	19	0	6	0	なし	あり	知らなかった	していない	50	7	0	0	10	なし	なし	なし	あり	
岩手県	5,303	21	0	14	0	なし	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
宮城県	5,300	15	0	16	2	なし	あり	知っていた	していない	50	8	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
秋田県	5,446	18	0	22	0	なし	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	あり	あり	なし	
山形県	2,953	14	0	12	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
福島県	1,857	16	0	18	0	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
茨城県	5,758	13	0	16	0	あり	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
栃木県	6,231	27	0	7	0	なし	あり	知っていた	していない	50	15	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
群馬県※	6,063	16	0	15	2	あり	あり	知っていた	していない	44	6	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
埼玉県	2,691	28	0	57	0	なし	あり	知っていた	していない	50	2	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
千葉県	5,348	32	1	41	2	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
東京都※	6,365	10	1	56	10	あり	あり	知っていた	していない	50	6	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
神奈川県	2,751	24	0	24	0	あり	あり	知っていた	していない	50	5	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
新潟県	5,916	21	0	15	0	なし	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
富山県	3,857	13	0	5	0	あり	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
石川県	2,225	7	0	12	0	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
福井県	3,507	13	0	13	0	なし	あり	知っていた	していない	50	3	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
山梨県	1,825	17	0	10	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
長野県※	7,675	11	0	38	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
岐阜県※	2,548	11	0	12	0	あり	あり	知っていた	していない	50	0	1	0	10	なし	なし	なし	なし	
静岡県※	4,236	30	0	27	1	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
愛知県※	3,742	47	0	29	2	あり	あり	知っていた	していない	55	0	8	0	10	なし	なし	なし	なし	
三重県	4,840	9	0	23	0	なし	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	あり	あり	
滋賀県	1,036	12	0	13	1	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
京都府※	674	11	0	17	0	あり	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	あり	なし	
大阪府	290	10	1	17	2	あり	なし	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
兵庫県	3,660	43	0	13	0	あり	なし	知っていた	していない	50	2	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
奈良県	1,247	12	0	19	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
和歌山県	2,994	8	0	20	0	なし	あり	知らなかった	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
鳥取県	547	6	0	7	0	なし	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
島根県	1,797	14	0	11	0	あり	あり	知っていた	していない	50	19	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
岡山県	1,388	6	0	14	0	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
広島県	2,189	32	0	17	0	なし	なし	知らなかった	していない	50	1	0	0	10	なし	あり	あり	あり	
山口県	2,438	14	0	13	0	なし	あり	知っていた	していない	50	2	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
徳島県	1,829	15	0	8	0	あり	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	あり	
香川県	2,045	8	0	14	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
愛媛県	1,856	12	0	9	1	なし	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
高知県	1,385	4	0	4	0	なし	あり	知らなかった	していない	50	5	6	0	10	なし	なし	なし	なし	
福岡県	7,792	22	1	39	1	あり	あり	知らなかった	していない	67	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
佐賀県※	2,544	12	0	4	0	なし	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	あり	あり	あり	なし	
長崎県	3,034	20	0	16	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
熊本県	3,485	18	0	16	0	なし	あり	知っていた	していない	50	2	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
大分県	690	9	0	12	0	なし	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
宮崎県	2,066	16	0	8	0	あり	なし	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
鹿児島県※	6,060	22	0	32	1	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	
沖縄県	1,778	10	0	24	0	なし	なし	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	

※は、1月24日時点で確認されていた偽装物件看過のあった28特定行政庁であり、平成18年1月30日公表内容の再掲。

2. 市区

特定行政庁名	検査1		検査2		検査3		検査4		検査5											
	①平成16年度確認済証交付件数	②建築主事数	③建築主事以外の確認検査業務に従事する者の数	④特定行政庁独自で作成している審査マニュアルの有無	⑤事件発生後に実施した措置	⑥構造計算書の審査における図書の省略制度について知っているか	⑦プログラムの改ざんがあるかもしれないと懸念を覚えているか	⑧図書の省略の要件を満たしていない件数	⑨図書の省略の要件を満たしている件数	⑩図書の省略の要件を満たしていない件数	⑪図書の省略の要件を満たしている件数	⑫断面計算の耐力計算結果(耐力)と構造設計図との合致の確認をしない事例	⑬断面計算の耐力計算結果(耐力)と構造設計図との合致の確認をしない事例	⑭エアーメッシュ等に対する安全性確認をしない事例	⑮台帳の不備	⑯台帳以外の書類の不備				
			うち、構造審査担当者の人数	うち、構造審査担当者の人数			うち、一貫したヘッダが出力されていない件数													
札幌市	5,972	4	1	27	4	あり	なし	知っていた	していない	51	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
函館市	1,536	3	0	5	0	あり	なし	知っていた	していない	55	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
小樽市	656	2	0	4	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
旭川市	2,070	6	0	9	0	なし	なし	知っていた	していた	60	3	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
室蘭市	451	1	0	3	0	なし	なし	知っていた	していない	50	5	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
釧路市	1,084	2	0	4	0	なし	なし	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
帯広市	1,030	2	0	7	0	なし	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
北見市	649	2	0	4	0	なし	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
苫小牧市	1,005	5	0	2	0	なし	なし	知っていた	していない	50	4	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
江別市	694	3	0	3	0	なし	なし	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
青森市	254	3	0	5	0	なし	なし	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
弘前市	346	2	0	1	0	なし	なし	知っていた	していない	21	5	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
八戸市	256	3	0	7	1	なし	あり	知っていた	していない	38	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
盛岡市	1,245	4	0	10	0	なし	あり	知らなかった	していない	51	4	0	0	11	なし	なし	なし	なし	なし	なし
仙台市	1,343	14	0	14	2	あり	なし	知っていた	していない	50	6	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
石巻市	385	2	0	5	0	なし	あり	知っていた	していない	29	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
塩竈市	97	1	0	4	0	なし	あり	知っていた	していない	20	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
秋田市	2,277	4	1	10	0	なし	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山形市	568	3	0	6	0	なし	あり	知らなかった	していない	50	1	1	1	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
福島市	346	2	2	6	2	なし	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
郡山市	606	3	0	4	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
いわき市	483	3	0	3	0	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
水戸市	610	3	0	6	0	あり	あり	知らなかった	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
日立市	441	2	0	3	0	あり	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
土浦市	247	2	0	3	0	なし	なし	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
古河市	208	1	0	4	0	あり	あり	知っていた	していない	7	2	0	0	7	なし	なし	なし	なし	なし	なし
高萩市	131	2	0	1	0	あり	なし	知っていた	していない	4	1	0	0	4	なし	なし	なし	なし	なし	なし
北茨城市	204	1	0	2	0	あり	あり	知っていた	していない	5	0	0	0	5	なし	なし	なし	なし	なし	なし
取手市	181	1	0	3	0	あり	なし	知っていた	していない	19	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
つくば市	373	2	0	5	1	あり	なし	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
ひたちなか市	403	2	0	4	2	あり	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
宇都宮市	1,616	5	0	19	0	なし	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
足利市	1,181	5	0	6	0	なし	あり	知っていた	していない	27	4	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
栃木市	577	4	0	3	0	なし	あり	知っていた	していない	7	0	0	0	5	なし	なし	なし	なし	なし	なし
佐野市	653	3	0	6	0	なし	あり	知っていた	していない	16	2	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
鹿沼市	710	2	0	5	0	なし	あり	知っていた	していない	23	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
小山市	1,000	5	0	7	0	なし	あり	知っていた	していない	25	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
前橋市※	1,389	3	0	10	2	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	あり	なし	あり	なし	あり	なし
高崎市	1,137	3	0	7	1	あり	あり	知らなかった	していない	50	2	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
桐生市	630	4	0	4	0	あり	あり	知っていた	していない	40	2	0	0	10	なし	あり	なし	なし	なし	あり
伊勢崎市※	855	4	1	6	0	あり	あり	知っていた	していない	50	9	0	0	10	なし	あり	あり	なし	なし	なし
太田市	1,551	2	0	9	0	あり	あり	知っていた	していた	41	3	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
館林市	619	2	0	2	0	あり	なし	知らなかった	していない	27	0	0	0	10	あり	あり	あり	なし	なし	なし
さいたま市	1,191	3	0	16	1	なし	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
川越市	426	1	0	6	0	なし	なし	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
川口市	668	2	0	7	0	なし	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	あり	あり	なし	なし	なし
所沢市	415	2	0	6	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
春日部市	175	2	0	3	0	なし	なし	知っていた	していない	26	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし

※は、1月24日時点で確認されていた偽装物件書通のあった28特定行政庁であり、平成18年1月30日公表内容の再掲。

特定行政庁名	検査1						検査2		検査3				検査4						検査5	
	①平成16年度確認済証交付件数	②建築主事数	③建築主事以外の施設検査業務に従事する者の数		④特定行政庁独自に作成している審査マニュアル類の有無	⑤事件発生後に議した措置	①構造計算書の審査における図書省略制度について知っていたか	②プログラムの改ざんがあるかも知れないと懸念をしていたか	・検査3を実施した件数	①図書の差件を満たしていた件数	②図書省略の要件を満たしていない図書省略を行っていた件数	うち、一貫したヘッダが出力されていない件数	・検査4を実施した件数	①入力モデルのフレーム図と構造設計図との合致の確認をしていない事例	②-1フレームの耐力算定結果(耐力図)に異常値のないことの確認をしていない事例	②-2耐力図と断面計用耐力の合致の確認をしていない事例	③断面計用の断面リストの内容と構造設計図との合致の確認をしていない事例	④エーゼツ等に対する安全性確認等をしていない事例	①台端の不備	②台端以外の部材の不備
狭山市	368	2	0	4	0	あり	あり	知っていた	していない	34	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
上尾市	360	3	0	6	0	なし	あり	知らなかった	していない	31	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
草加市	373	2	0	4	0	なし	あり	知っていた	していない	50	2	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
越谷市	325	3	0	4	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
新座市	355	2	0	5	0	あり	あり	知っていた	していない	47	2	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
千葉市	1,705	1	1	2	2	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
市川市	787	4	0	7	1	あり	あり	知っていた	していない	50	3	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
船橋市	1,129	5	1	12	2	なし	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
松戸市	740	3	0	5	2	なし	なし	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
佐倉市	369	5	1	2	1	あり	あり	知っていた	していない	7	1	0	0	7	なし	なし	なし	なし	なし	なし
柏市	456	5	1	7	1	なし	なし	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
市原市	811	4	2	6	1	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
東京都千代田区	95	2	0	8	3	あり	あり	知っていた	していない	50	2	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
東京都中央区※	232	2	1	14	2	なし	あり	知らなかった	していた	50	3	0	0	10	なし	なし	なし	あり	なし	なし
東京都港区	178	2	0	13	4	なし	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
東京都新宿区	275	2	0	14	4	なし	あり	知っていた	していない	50	2	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
東京都文京区	87	1	0	13	3	なし	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	あり	あり	なし	なし	なし
東京都台東区※	230	2	0	10	3	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	あり	なし
東京都墨田区	286	2	1	12	3	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
東京都江東区	331	2	0	20	4	なし	なし	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
東京都品川区	418	3	0	8	2	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
東京都目黒区	367	2	0	12	4	なし	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
東京都大田区※	1,017	4	1	22	8	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
東京都世田谷区	1,542	2	0	19	5	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
東京都渋谷区※	286	1	0	16	5	あり	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
東京都中野区	423	3	1	11	2	なし	あり	知っていた	していない	52	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
東京都杉並区※	942	5	1	17	5	なし	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	あり	なし	なし	あり
東京都豊島区	239	2	0	7	3	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
東京都北区※	329	1	0	24	4	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
東京都荒川区※	276	1	0	9	2	なし	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
東京都板橋区	724	1	0	26	6	あり	あり	知っていた	していない	50	3	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
東京都練馬区	1,589	2	0	22	5	なし	あり	知っていた	していた	50	5	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
東京都足立区※	1,676	3	0	18	4	あり	なし	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	あり	なし
東京都葛飾区	1,179	3	0	12	4	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
東京都江戸川区	1,621	2	0	16	4	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
八王子市	2,095	1	0	12	2	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
立川市	545	2	0	8	3	なし	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
武蔵野市	306	2	0	7	2	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
三鷹市	432	2	0	7	2	なし	あり	知っていた	していない	50	1	1	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
府中市	531	1	0	9	2	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
調布市	611	3	0	8	1	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
町田市	1,250	2	0	10	2	なし	あり	知っていた	していない	50	2	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
日野市	586	2	0	7	2	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
横浜市※	7,097	11	0	130	16	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	あり	なし
川崎市※	2,733	16	0	38	4	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	あり	なし	なし	なし
横浜須賀市	1,424	5	1	7	2	なし	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
平塚市※	606	3	1	6	2	なし	あり	知っていた	していない	50	3	0	0	10	なし	なし	あり	なし	なし	あり
鎌倉市	602	4	1	5	1	なし	あり	知っていた	していた	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
藤沢市	1,013	2	0	7	2	なし	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	あり
小田原市	599	4	0	12	1	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし

※は、1月24日時点で確認されていた偽装物件書通のあった28特定行政庁であり、平成18年1月30日公表内容の再掲。

特定行政庁名	検査1								検査2		検査3				検査4				検査5	
	①平成16年度確認済証交付件数	②建築主事数	③建築主事以外の確認検査業務に従事する者の数	④特定行政庁独自で作成している審査マニュアルの有無	⑤事件発生後に実施した措置	⑥構造計算書の審査における図省略制度について知っていたか	⑦プログラムの改ざんがあるかも知れないと想定して審査をしていたか	⑧検査3を実施した件数	⑨図省略の要件を満たしていた件数	⑩図省略の要件を満たしていない件数	⑪図省略の要件を満たしている件数	⑫図省略の要件を満たしていない件数	⑬入力モデルのフレーム図と構造設計図との合致の確認をしていない事例	⑭1フレームの力図と断面力図との合致の確認をしていない事例	⑮断面力図と断面力図との合致の確認をしていない事例	⑯断面力図と断面力図との合致の確認をしていない事例	⑰エーゼット等に対する安全性確認等をしていない事例	⑱台帳の不備	⑲台帳以外の書類の不備	
				うち、構造審査担当者の人数									うち、一貫したヘッダが出力されていない件数							
茅ヶ崎市	437	3	0	4	0	なし	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
相模原市	1,163	3	1	7	2	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
栗野市	533	3	0	4	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	1	0	10	なし	なし	なし	なし	あり	あり
厚木市	490	3	0	5	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
大和市	359	3	0	5	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	1	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
新潟市	887	7	0	11	2	あり	なし	知っていた	していない	50	3	0	0	10	なし	なし	あり	なし	なし	なし
長岡市	1,246	2	0	5	0	なし	なし	知っていた	していない	44	1	0	0	10	なし	なし	あり	なし	なし	なし
三条市	477	2	0	3	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
柏崎市	551	1	0	2	0	なし	あり	知っていた	していない	15	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
新発田市	378	2	0	5	0	なし	なし	知っていた	していない	15	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
上越市	871	3	0	4	0	なし	あり	知っていた	していない	30	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
富山市	697	2	0	7	0	なし	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	あり	なし
高岡市	1,228	1	0	5	0	あり	あり	知っていた	していない	50	2	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
金沢市	1,718	2	1	7	2	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
七尾市	238	2	0	4	0	あり	なし	知らなかった	していない	35	2	0	0	10	なし	あり	あり	なし	なし	なし
小松市	807	1	0	5	0	なし	なし	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	あり	あり	なし	なし	あり
福井市	1,313	2	0	7	0	あり	なし	知っていた	していない	50	28	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
甲府市	462	6	1	1	0	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
長野市	1,607	2	0	6	0	なし	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
松本市※	1,245	2	0	4	0	あり	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	あり	なし	なし
上田市	944	1	0	4	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
岐阜市	570	4	1	10	1	あり	あり	知っていた	していない	50	2	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
大垣市	491	2	0	4	0	あり	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
各務原市	292	1	0	4	0	あり	あり	知っていた	していない	36	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
静岡市	540	3	0	5	0	あり	あり	知っていた	していない	50	2	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
浜松市	1,288	4	0	13	1	なし	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
沼津市	179	2	1	2	0	なし	あり	知っていた	していない	25	2	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
富士市	658	3	0	3	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
名古屋市	1,161	2	0	18	4	あり	なし	知っていた	していた	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
豊橋市	209	3	1	4	2	なし	あり	知っていた	していた	50	2	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
岡崎市※	732	3	1	2	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
一宮市	409	3	0	4	0	なし	あり	知っていた	していない	27	4	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
春日井市	341	2	0	3	0	なし	なし	知っていた	していない	42	5	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
豊田市	937	3	0	6	1	なし	あり	知っていた	していない	55	2	2	0	12	なし	なし	なし	なし	なし	なし
津市	573	2	0	6	0	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	あり
四日市市	1,276	3	1	6	1	あり	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
松阪市	H17.4.1設置	2	0	3	0	なし	あり	知らなかった	していない	16	0	0	0	9	なし	なし	なし	なし	なし	なし
桑名市	H17.4.1設置	2	0	5	0	なし	あり	知っていた	していない	17	0	0	0	9	なし	なし	なし	なし	なし	なし
鈴鹿市	873	1	0	5	0	なし	あり	知っていた	していない	46	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
大津市	84	3	1	4	1	なし	あり	知っていた	していない	28	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
彦根市	193	2	0	6	0	なし	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
長浜市	90	2	0	2	0	なし	あり	知っていた	していない	47	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	あり
近江八幡市	80	2	0	1	0	なし	あり	知らなかった	していない	23	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
草津市	33	3	0	3	1	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
守山市	29	2	0	3	0	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
東近江市	59	2	0	3	1	なし	あり	知っていた	していない	14	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
京都市	42	6	1	10	0	あり	あり	知っていた	していない	17	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし
宇治市	42	2	0	6	0	なし	あり	知っていた	していない	29	2	0	0	10	なし	なし	あり	なし	なし	なし
大阪市※	283	9	0	22	4	なし	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	あり	なし
堺市	1,192	5	0	8	2	あり	あり	知っていた	していた	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし

※は、1月24日時点で確認されていた偽装物件経過のあった28特定行政庁であり、平成18年1月30日公表内容の再掲。

特定行政庁名	検査1							検査2				検査3				検査4				検査5	
	①平成16年度確認済証交付件数	②建築主事数	③建築主事以外の特任技師等による設計業務に従事する者の数	④特任技師等による設計業務に従事する者の数	⑤事件発生後に実施した措置	⑥図書省の審査に合格している図書の有無	⑦図書省の審査に合格している図書の有無	⑧図書省の審査に合格している図書の有無	⑨図書省の審査に合格している図書の有無	⑩図書省の審査に合格している図書の有無	⑪図書省の審査に合格している図書の有無	⑫図書省の審査に合格している図書の有無	⑬図書省の審査に合格している図書の有無	⑭図書省の審査に合格している図書の有無	⑮図書省の審査に合格している図書の有無	⑯図書省の審査に合格している図書の有無	⑰図書省の審査に合格している図書の有無	⑱図書省の審査に合格している図書の有無	⑲図書省の審査に合格している図書の有無	⑳図書省の審査に合格している図書の有無	㉑図書省の審査に合格している図書の有無
岸和田市	73	1	0	2	0	なし	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
豊中市	71	6	0	6	1	あり	あり	知っていた	していない	58	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
池田市	91	2	0	5	2	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
吹田市	140	2	0	3	2	なし	なし	知らなかった	していない	41	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
高槻市	362	3	0	5	1	なし	なし	知っていた	していない	33	2	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
守口市	101	2	0	3	0	あり	なし	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
枚方市	78	3	0	5	1	あり	なし	知っていた	していない	18	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
茨木市	108	2	0	3	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
八尾市	50	4	0	3	1	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
寝屋川市	101	4	1	3	1	なし	あり	知っていた	していない	18	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
和泉市	139	2	0	3	0	あり	あり	知っていた	していない	34	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
箕面市	84	2	0	1	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
羽曳野市	39	2	0	3	0	あり	あり	知っていた	していない	8	0	0	0	8	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
門真市	52	4	0	6	1	なし	あり	知っていた	していない	47	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
東大阪市	859	2	0	6	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
神戸市	94	5	0	5	1	あり	あり	知っていた	していない	50	5	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
姫路市※	173	3	1	6	2	なし	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
尼崎市	43	3	0	3	1	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
明石市	135	2	0	3	0	なし	あり	知っていた	していない	36	3	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
西宮市	95	4	0	4	1	あり	なし	知っていた	していない	44	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
芦屋市	117	2	0	4	1	なし	なし	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
伊丹市	248	1	0	3	0	なし	なし	知っていた	していない	42	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
加古川市	407	3	0	3	0	なし	あり	知らなかった	していない	20	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
宝塚市	212	3	0	5	1	あり	なし	知っていた	していない	27	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
高砂市	74	2	0	2	0	なし	あり	知っていた	していない	23	1	1	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
川西市	164	2	0	5	1	なし	なし	知っていた	していない	21	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
三田市	188	2	0	2	0	なし	なし	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
奈良市	384	2	0	8	0	なし	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
橿原市	239	2	0	3	0	なし	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
生駒市	129	2	0	2	0	なし	あり	知らなかった	していない	30	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
和歌山市※	842	2	0	5	1	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	あり	あり	なし	なし	なし	なし
鳥取市	257	1	0	7	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
米子市	561	1	0	6	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
松江市	525	2	1	6	1	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
出雲市	721	2	0	4	0	なし	あり	知っていた	していない	41	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
岡山市	378	6	0	4	0	なし	あり	知っていた	していない	50	8	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
倉敷市	125	4	0	3	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
津山市	446	2	0	3	0	あり	あり	知っていた	していない	6	0	0	0	4	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
玉野市	116	2	0	1	0	なし	あり	知っていた	していない	12	0	3	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
総社市	H17.4.1設置	2	0	2	0	なし	あり	知っていた	していない	1	1	0	0	1	なし	なし	(注)	なし	なし	なし	なし
広島市	2,449	30	0	49	13	あり	あり	知っていた	していた	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
呉市	572	3	0	9	0	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
福山市	639	3	0	9	0	あり	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	あり	あり	なし	なし	なし	なし
下関市	705	3	0	5	0	あり	あり	知っていた	していない	44	3	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
宇部市	621	2	0	4	0	あり	あり	知っていた	していない	34	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山口市	490	2	0	2	0	なし	あり	知っていた	していない	20	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
徳島市	625	5	0	7	1	あり	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり
高松市	778	5	0	7	0	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
松山市	605	10	1	10	0	あり	なし	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

※は、1月24日時点で確認されていた偽装物件看過のあった28特定行政庁であり、平成18年1月30日公表内容の再掲。

(注) 総社市の検査4については、1件のみが対象として抽出されたが、図書省略制度を活用していたため、検査②～④については検査対象外。

特定行政庁名	検査1								検査2		検査3				検査4								検査5	
	① 平成16年度確認済証交付件数	② 建築主事数	③ 建築主事以外の確認検査業務に従事する者の数		④ 特定行政庁独自に作成している審査マニュアル類の有無	⑤ 事件発生後に請じた措置	① 構造計算書の審査における図書省略制度について知っていたか	② プログラムの改ざんがあるかも知れないと察していたか	検査3を実施した件数	① 図書省略の要件を満たしていた件数	② 図書省略の要件を満たしていないにもかかわらず図書省略を行っていた件数	検査4を実施した件数	① 入力モデルのフレーム図と構造設計図との合致の確認をしていない事例	②-1 フレームの耐力算定結果(耐力力図)に異常値のないことの確認をしていない事例	②-2 耐力図と断面計測用知の合致の確認をしていない事例	③ 断面計測用の断面リストの内容と構造設計図との合致の確認をしていない事例	④ エンベロープ等に対する安全性確認等をしていない事例	① 台帳の不備	② 台帳以外の書類の不備					
			うち、構造審査担当者の人数		うち、構造審査担当者の人数						うち、一貫したヘッダが出力されていない件数													
今治市	682	2	0	4	0	なし	なし	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし					
新居浜市	668	2	0	4	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし					
高知市	1,083	6	0	9	0	なし	あり	知っていた	していない	50	5	2	0	10	なし	なし	なし	なし	なし					
北九州市	966	4	0	17	2	あり	あり	知らなかった	していた	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし					
福岡市※	1,484	5	1	9	1	あり	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	あり	なし	あり					
大牟田市	542	2	0	3	0	なし	なし	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	あり	なし	なし					
久留米市	871	2	0	13	0	なし	あり	知らなかった	していない	50	2	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし					
佐賀市	354	3	0	3	0	なし	なし	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	あり	あり	なし	なし					
長崎市	1,055	3	0	9	4	あり	あり	知っていた	していない	50	4	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし					
佐世保市	1,070	3	0	12	2	なし	なし	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし					
熊本市	2,288	5	0	10	1	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし					
八代市	417	2	0	4	0	なし	あり	知っていた	していない	37	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし					
大分市	944	3	0	10	2	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし					
別府市	224	3	0	4	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし					
中津市	402	2	1	4	0	なし	なし	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし					
日田市	308	1	0	6	1	なし	あり	知っていた	していない	45	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし					
佐伯市	178	2	0	4	1	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし					
宇佐市	303	1	0	5	0	なし	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし					
宮崎市	1,046	2	0	21	0	あり	あり	知っていた	していない	50	1	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし					
都城市	874	2	0	4	0	あり	なし	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし					
延岡市	533	2	0	4	0	あり	なし	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし					
鹿児島市	1,585	6	0	12	2	あり	あり	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし					
那覇市	435	3	0	7	0	あり	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	あり	なし	なし					
宜野湾市	81	1	0	2	0	なし	なし	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし					
浦添市	131	2	0	2	0	あり	あり	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	あり	あり	なし	あり					
沖縄市	188	1	0	3	0	なし	なし	知らなかった	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	なし	なし					
うるま市	117	2	0	3	0	なし	なし	知っていた	していない	50	0	0	0	10	なし	なし	なし	あり	なし					

※は、1月24日時点で確認されていた偽装物件普過のあった28特定行政庁であり、平成18年1月30日公表内容の再掲。

【凡 例】

- ・検査2① 「知っていた」・・・図書省略制度について知っていた 「知らなかった」・・・図書省略制度について知らなかったと回答した構造審査担当者がいた
- ・検査2② 「していた」・・・していたと回答した構造審査担当者がいた 「していない」・・・していたと回答した構造審査担当者がいなかった
- ・検査4①～④ 「あり」・・・確認をしていない事例があった 「なし」・・・確認を全くしていない事例はなかった

検査4において抽出された物件（各特定行政庁10件程度、合計2802件）において確認された構造審査上の重大な問題点

特定行政庁名	神奈川県	三重県	広島県	前橋市 ※
ピアリング実施日	平成18年1月24日（火）	平成18年1月23日（月）	平成18年1月20日（金）	平成18年1月24日（火）
物件概要	共同住宅 1件	共同住宅 2件	共同住宅 2件	共同住宅 2件
用途	竣工済	1件工事中、1件竣工済	1件工事中、1件竣工済	1件工事中、1件竣工済
問題点	・確認検査時に構造計算書中のエラーメッセージが記載されるページは行ったが、当該ページを提出必要書類として添付させずに建築確認を行っていた。	・構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していた。もかかわらず、建築確認を行っていた。	・構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していた。もかかわらず、建築確認を行っていた。	・構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していた。もかかわらず、建築確認を行っていた。
主な対応状況	H18.1.24 ■ピアリングの際に、特定行政庁に対しエラーメッセージのページがないことを指摘し、建築物の安全性について確認の上、報告するよう指示した。	H18.1.18 ■特定行政庁が業務点検を行った際に、エラーメッセージが欠落していたにもかかわらず、建築確認を行っていたことが確認された。そのため、特定行政庁から設計者に対し、エラーメッセージのページを含む構造計算書を提出するよう指示した。	H18.2.2 ■検査4対象物件についてピアリング後、特定行政庁が再点検を行ったところ、エラーメッセージのページが欠落していたことを確認し、点検本部に報告するとともに、設計者に対し、エラーメッセージのページ又は再計算結果を提出するよう指示した。	H18.1.24 ■ピアリングの際に、特定行政庁に対しエラーメッセージのページがないことを指摘し、建築物の安全性について確認の上、報告するよう指示した。
	H18.1.26 ■特定行政庁が設計者にエラーメッセージのページの提出を指示し、欠落していたエラーメッセージのページが提出され、内容を確認したところ、問題がなかったことについて点検本部に報告があった。	H18.1.23 H18.1.24 ■ピアリング時に点検本部から特定行政庁に対し、建築物の安全性について確認を行い、報告するよう指示。 ■特定行政庁に設計者から再計算結果が提出され、内容を確認したところ、問題がなかったことについて点検本部に報告があった。	H18.2.6 ■特定行政庁に設計者から1件については欠落していたエラーメッセージのページ、1件については再計算結果が提出され、内容を確認したところ、問題がなかったことについて点検本部に報告があった。	H18.1.26 ■特定行政庁が設計者にエラーメッセージのページの提出又は再計算結果の提出を指示し、1件については欠落していたエラーメッセージのページが提出され、内容を確認したところ、問題がなかったことについて点検本部に報告があった。
	措置済み	措置済み	措置済み	措置済み

※ 前橋市については、平成18年1月30日公表内容の再掲

特定行政庁名	東京都中央区 ※	松本市 ※	福岡市 ※	うるま市
ヒアリング実施日	平成18年1月23日（月）	平成18年1月19日（木）	平成18年1月23日（月）	平成18年1月23日（月）
物件概要	用途 共同住宅 1件	共同住宅 1件	共同住宅 6件	共同住宅 3件
	施工状況 工事中	竣工済	5件工事中、1件竣工済	1件工事中、2件竣工済
問題点	・構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していたに もかわらず、建築確認を行っていた。	・構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していたに もかわらず、建築確認を行っていた。	・構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していたに もかわらず、建築確認を行っていた。	・構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していたに もかわらず、建築確認を行っていた。
主な対応状況	H18.1.23 ■ヒアリングの際に、特定行政庁に対しエラーメッセージのページがないことを指摘し、建築物の安全性について確認の上、報告するよう指示した。	H18.1.19 ■ヒアリングの際に、特定行政庁に対しエラーメッセージのページがないことを指摘し、建築物の安全性について確認の上、報告するよう指示した。	H18.1.23 ■ヒアリングの際に、特定行政庁に対しエラーメッセージのページがないことを指摘し、建築物の安全性について確認の上、報告するよう指示した。	H18.1.23 ■ヒアリングの際に、特定行政庁に対しエラーメッセージのページがないことを指摘し、建築物の安全性について確認の上、報告するよう指示した。
	H18.1.26 ■特定行政庁が設計者にエラーメッセージの提出を指示し、欠落していたエラーメッセージのページが提出され、内容を確認したところ、問題がなかったことについて点検本部に報告があった。	H18.1.25 ■特定行政庁が設計者にエラーメッセージの提出を指示し、提出された再計算結果を確認したところ、問題がなかったことについて点検本部に報告があった。	H18.1.25 ■特定行政庁が設計者にエラーメッセージの提出を指示し、6件とも欠落していたエラーメッセージのページが提出され、内容を確認したところ、問題がなかったことについて点検本部に報告があった。	H18.1.30 ■特定行政庁が設計者にエラーメッセージの提出を指示し、3件とも欠落していたエラーメッセージのページが提出され、内容を確認したところ、問題がなかったことについて点検本部に報告があった。
	措置済み	措置済み	措置済み	措置済み

※ 東京都中央区、松本市、福岡市については、平成18年1月30日公表内容の再掲。

構造計算書の偽装について

1. 経緯

福岡市が、構造計算書偽装問題の一連の調査として、木村建設の施工物件の調査を行っていたところ、サムシング(株)一級建築士事務所(H14に廃業)※が構造計算を行った賃貸共同住宅4件について、再計算を依頼されていた(社)日本建築構造技術者協会(JSCA)から市に対し2月3日に報告があり、4件中3件について偽装があったと考えられることが判明し、国土交通省に同日報告された。

福岡市は、その後、報告書の内容の精査を行うとともに、サムシングの開設者であった仲盛建築士への聴取を2月7日に実施し、事実関係の確認を進めた。

国土交通省においては、2月3日以降、福岡市に詳細の報告を求め、福岡県等と情報共有を図ってきたが、2月8日、福岡市から元開設者の聴取結果を踏まえ、偽装を確認した旨の報告を受けたことから、これまでに把握された事実関係等について公表する。

※サムシング(株)一級建築士事務所

- ・開設者・管理建築士 仲盛昭二(なかもりしょうじ)1級建築士
- ・事務所登録期間
 - ・S55年～S61 設計工房サムシング(株)一級建築士事務所(福岡市)
 - ・H元～H6 設計工房サムシング(株)一級建築士事務所(春日市)
 - ・H6年～H14 サムシング(株)一級建築士事務所(春日市)(H14. 9廃業)

2. 偽装の内容

再計算を行った4件のうち3件について、計算に連続性が無く、建物の荷重を軽減して計算を行う偽装(不正な操作)が判明した。

物件	建築確認機関	建築確認年	用途	構造設計者	JSCA報告概要
(1)	福岡市	H12	賃貸共同住宅	サムシング(株)	・構造計算に連続性がない。 ・9～13%少ない荷重で設計が行われている。 ・1次設計は建築基準法上の耐力を満たしている。 ・ Q_u/Q_{un} 値 = 1.0以上
(2)	福岡市	H12	賃貸共同住宅	サムシング(株)	・構造計算に連続性がない。 ・16%少ない荷重で設計が行われている。 ・1次設計は建築基準法上の耐力を満たしている。 ・ Q_u/Q_{un} 値(最小値) = 0.85
(3)	福岡市	H13	賃貸共同住宅	サムシング(株)	・構造計算に連続性がない。 ・10～15%少ない荷重で設計が行われている。 ・1次設計を満たしていない梁があることが判明 ・ Q_u/Q_{un} 値(最小値) = 0.9

4件のうち残りの1件については、建築確認申請図書が保管されていないため、偽装の有無は確認ができていないが、竣工図を基に所有者が作成した構造計算書により再計算を行ったところ、2次設計の Q_u/Q_{un} 値が最小値で0.9程度、また、一次設計を満たしていない柱・梁等があることが判明した。

これら4件とも、緊急に安全性が問題となる状況にないが、一部基準に対し不適合となる部分があるので、実情に合わせた再度の詳細な検証が求められる。

なお、これら物件については、福岡市が、概ね1ヶ月以内を目途に、所有者に再度詳細な検証を行うことを求め、その結果を確認することとしており、現時点で物件の公表、入居者への通知は行わず、検証の結果、構造耐力が充足されていることが確認されないときに物件名称、所在地、建築主、設計者等を公表することとしている。

3. 今後の対応

(1) 偽装物件の調査と把握の方法

サムシング(株)一級建築士事務所については、昭和55年に開設し平成14年に廃業するまで(一時中断あり)、福岡県を中心に多数の業務を行ってきた可能性がある。これらの業務に係る物件について、偽装の有無を確認することについては、

- ① 福岡市が行った仲盛建築士に対する聴取内容を踏まえ、必要に応じ、建築士事務所を監督指導する県と、建築士の処分権限を有する国土交通省において再聴取を行い、偽装の事実関係とサムシングの関与物件の把握を進め、
- ② 県内特定行政庁及び民間確認検査機関が保存している確認申請書のうち、サムシング関与物件について偽装の有無、耐震強度等を調査し、

※ 福岡県35件、福岡市4件の確認申請書類が保存されている。

- ③ ①、②の調査の結果、偽装物件が多数確認されるなど、サムシングによる偽装の拡大の可能性が高い場合には、マンション管理組合連合会、建築士事務所協会、建設業団体、宅建協会及びマンション供給業者等関係団体等に呼びかけ、サムシング関与物件を特定し、福岡県、福岡市、その他所在する特定行政庁において調査を行うことを想定している。

また、上記によってただちに把握できない場合でも、調査を継続するとともに、建築物所有者からの申し出に基づき、構造計算書のチェックや耐震診断を支援することにより、サムシング関与物件の安全性の確認を進めることとしている。

※ 福岡市では1月から、構造計算書偽装問題に関連し、一般のマンションの管理組合等の要望に応じて、マンションの構造計算書のチェック等の費用について3分の2の補助を行う制度を運用しており、実績が2月6日までにすでに74棟にのぼっている。

(2) 偽装を行った建築士等の厳正な処分・告発

事実関係を把握した上で、偽装を行った建築士等には厳正な処分・告発を行う。

(3) 再発防止策

本件の事実関係の把握の中で、新たな再発防止策の必要性が認められた場合は社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会において所要の検討を行う。

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局建築指導課 安全技術調査官 高見真二 (内線39515)
国際基準調査官 岡崎敦夫 (内線39502)
TEL 03-5253-8111(代表) 03-5253-8513(直通)